

第7章 誘導区域

(1) 誘導区域とは

本計画で位置づける「誘導区域」は、コンパクトな市街地を形成するために届出制度による居住や都市機能を誘導するエリアであり、立地適正化計画においては「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」の2つを設定する必要があります。これらの区域外では、対象となる施設を整備する場合、市長への届出が義務づけられています。

また、本市の立地適正化計画においては、これらの誘導区域とともに、将来の誘導区域の設定を念頭におき、任意区域である「準誘導区域」を設定するものとします。

①居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域外において一定規模の住宅開発を行う場合、市長への届出が義務づけられています。

②都市機能誘導区域

医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。都市機能誘導区域外において、本計画で定める「誘導施設」を整備する場合、市長への届出が義務づけられます。

住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、原則として、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することになっています。

③準誘導区域

上記の2つの誘導区域は、既に一定程度の市街地の形成が進んだ区域を対象とすることが想定されるのに対し、現時点では市街地が形成されていないものの、今後大規模な開発が予定され、地域防災力の向上や居住に寄与するエリアに対して「準誘導区域」を設定します。

準誘導区域においては、具体的な開発計画が進み、エリアの土地利用計画が定まった段階において、速やかに計画に沿った用途地域や地区計画等の法的な都市計画を定めるとともに、準誘導区域内の居住に資するエリアを居住誘導区域または都市機能誘導区域として設定するものとします。

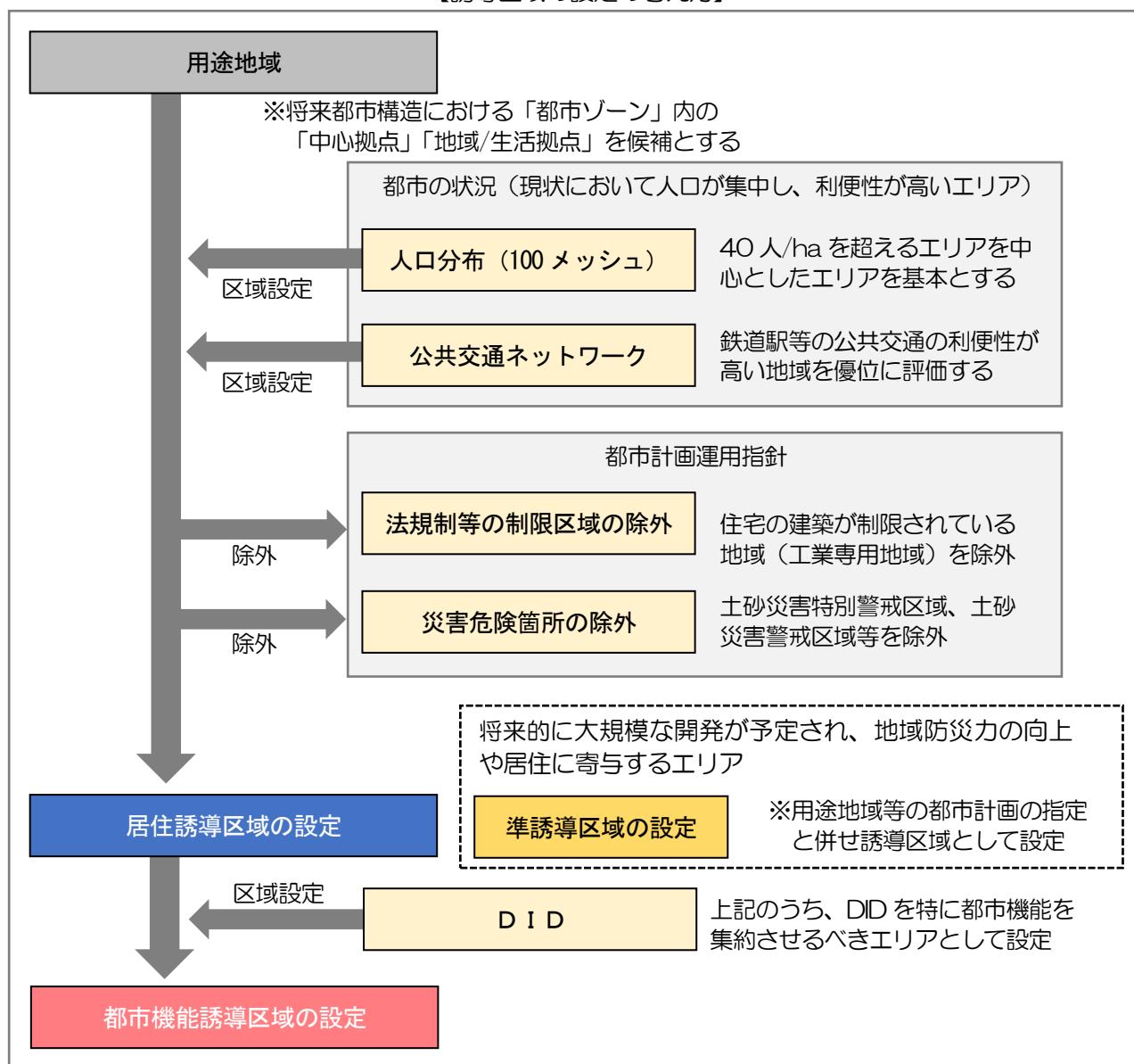
(2) 区域設定の考え方

①誘導区域の設定の流れ

千曲市では、今後、人口減少や高齢化の進展が予測されており、適正な市街地の形成を図る必要があります。立地適正化計画における誘導区域は、用途地域内において設定することを原則とし、その中で、さらに居住や都市機能を誘導していくためのエリアを絞り込む必要があります。

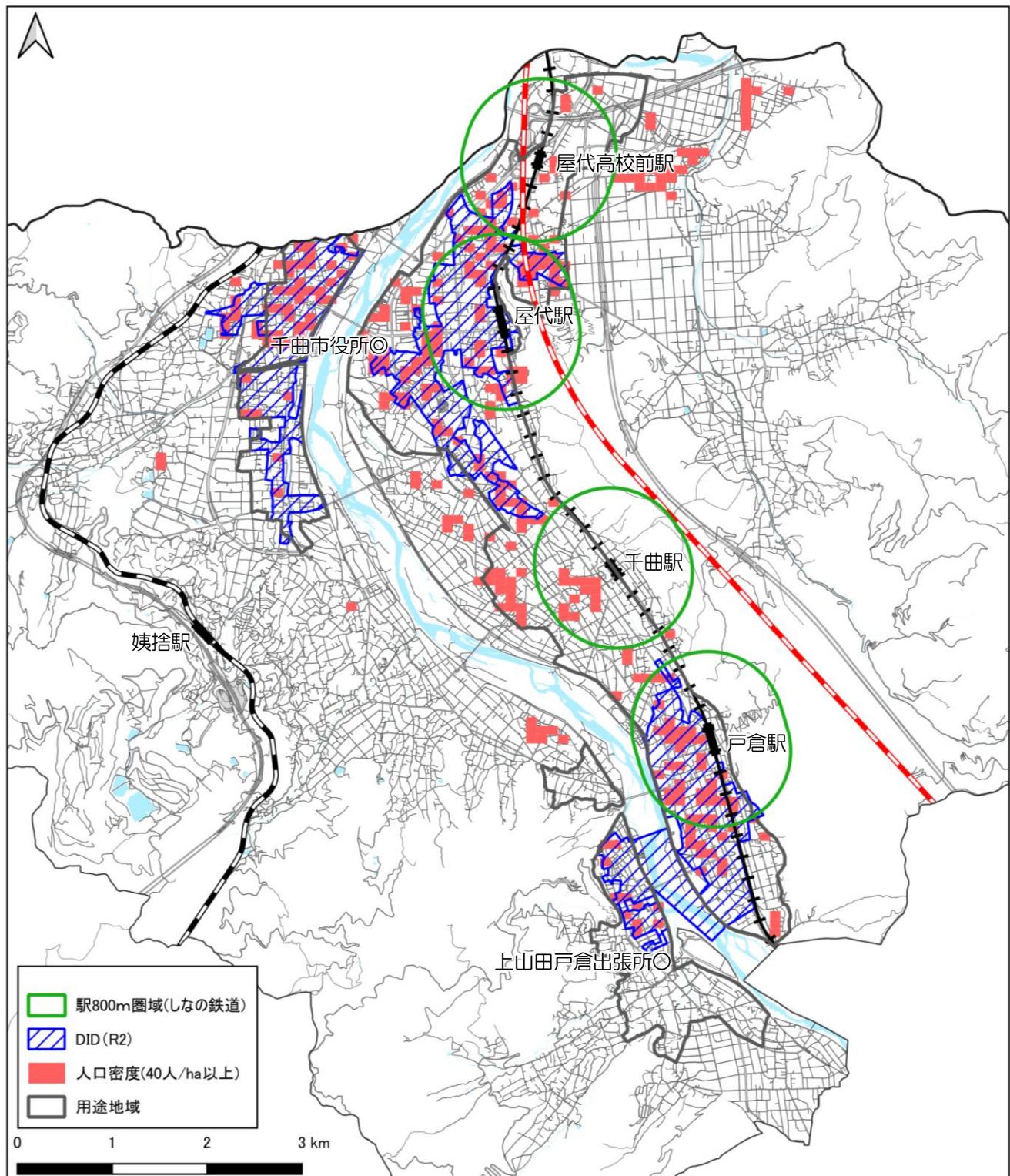
都市計画運用指針における「市街地」の定義として、概ね 40 人/ha の人口密度が必要とされており、一定程度の市街化・居住がなされている利便性の高いエリアを候補とともに、さらには同じく都市計画運用指針で示されている「居住誘導区域に含まない区域」にも留意しながら、誘導区域の設定を行うものとします。また、将来的に大規模な開発が予定され、地域防災力の向上や居住に寄与するエリアを「準誘導区域」として設定します。また、今後開発計画が進み、エリアの土地利用計画が定まった段階において、用途地域等の都市計画の指定と併せ、同エリア内を居住誘導区域または都市機能誘導区域として設定するものとします。

【誘導区域の設定の考え方】



②都市の状況（誘導区域の候補エリア）

前述した「一定程度の市街化・居住がなされている利便性の高いエリア」を以下に示します。これらのエリアは、誘導区域の候補として、用途地域内においても有意に評価します。



(3) 誘導区域に含めないエリアの考え方

①都市計画運用指針で定められている含めないエリア

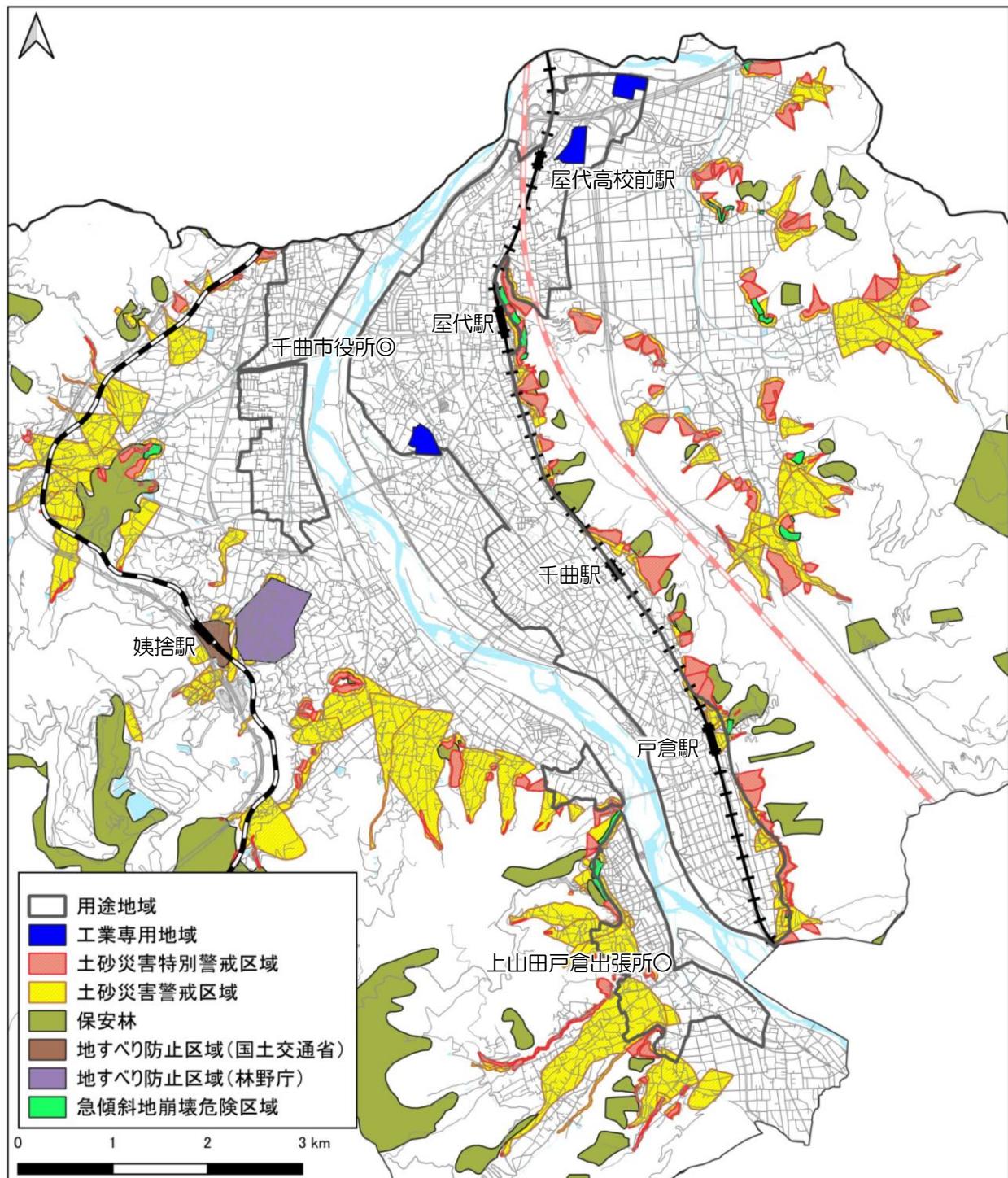
都市計画運用指針では、災害リスクがある箇所や工業専用地域などの居住に適さない箇所など、誘導区域に含めてはならない、また含めることが望ましくないエリアとして以下のものが挙げられています。

本計画では、以下の考え方のもと、該当するエリアについては居住誘導区域から除外します。

「居住誘導区域に含まない」とされている区域	
市街化調整区域	(該当なし) ※原則として、用途地域外のエリアは含めないものとする
建築基準法の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	(該当なし)
農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域または農地法の農地もしくは採草放牧地の区域	(該当なし)
自然公園法の特別地域	(該当なし)
森林法の保安林の区域	市内に一部存在 誘導区域から除外
自然環境保全法の原生自然環境保全地域または特別地区	(該当なし)
森林法の保安林予定森林の区域	(該当なし)
森林法の保安施設地区または保安施設地区に予定された地区	(該当なし)
「原則として、居住誘導区域に含まない」こととすべき区域	
土砂災害特別警戒区域	市内に一部存在 誘導区域から除外
津波災害特別警戒区域	(該当なし)
災害危険区域	(該当なし)
地すべり防止区域	市内に一部存在 誘導区域から除外
急傾斜地崩壊危険区域	市内に一部存在 誘導区域から除外
「適当でないと判断の上、含まない」とされている区域	
土砂災害警戒区域	市内に一部存在 誘導区域から除外
津波災害警戒区域	(該当なし)
浸水想定区域	誘導区域内に存在する場合は、安全対策の充実により、一定程度区域に含める
都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	(該当なし)
「慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域	
住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域等）	市内に一部存在 区域から除外
特別用途地区・地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	(該当なし)
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域	(該当なし)
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域	(該当なし)

②誘導区域に含めないエリア

前述した「誘導区域に含めないエリア」を以下に示します。用途地域（工業専用地域）、災害関係の区域（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）等については、誘導区域の候補エリアから除外するものとします。

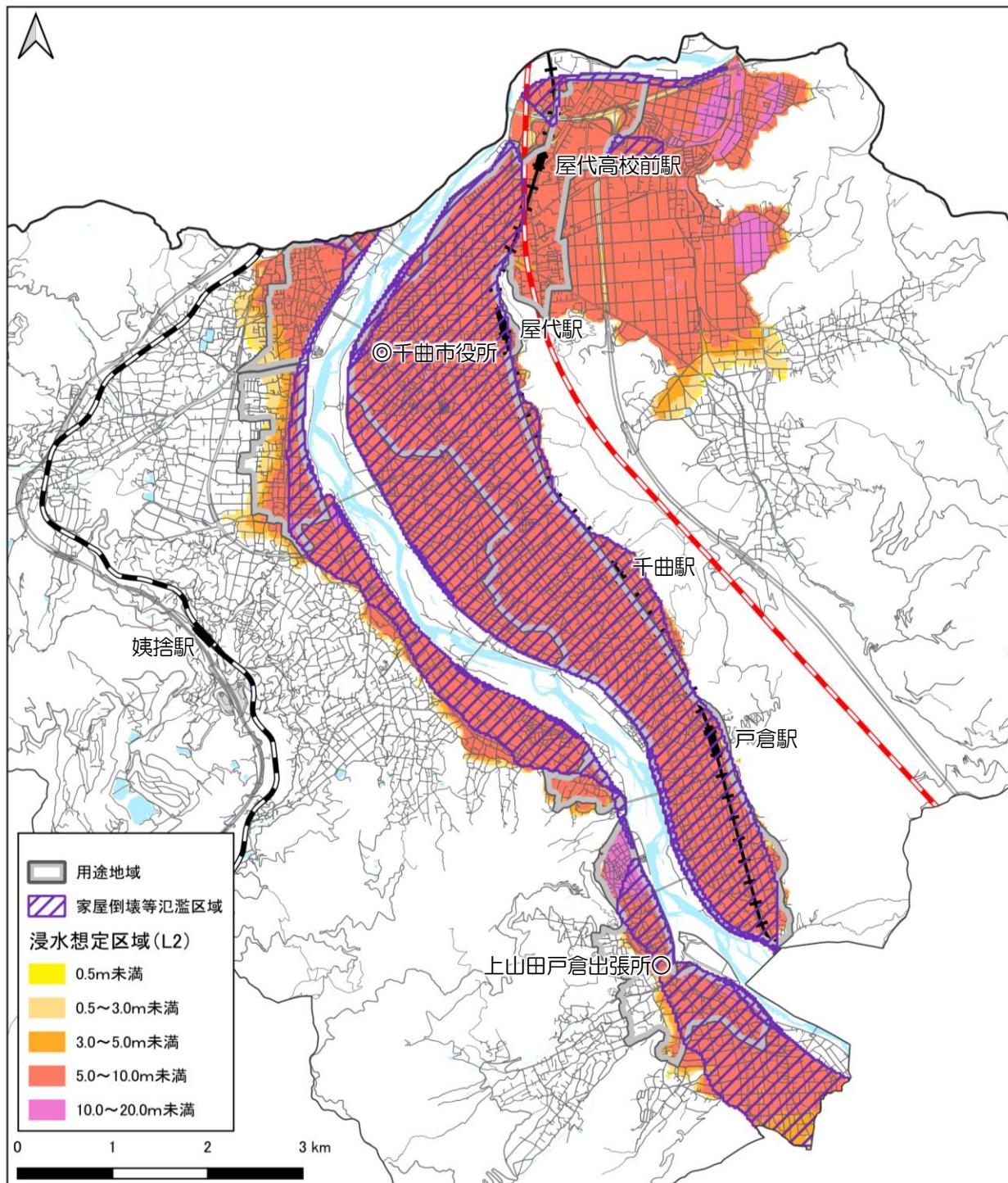


出典：国土交通省 国土数値情報

③浸水想定区域（L2）と誘導区域の設定の考え方について

前述した浸水想定区域（1,000年に一度：L2）および家屋倒壊等氾濫区域の分布は以下のようになっており、用途地域の全域にわたって5.0m以上の浸水が想定されています。

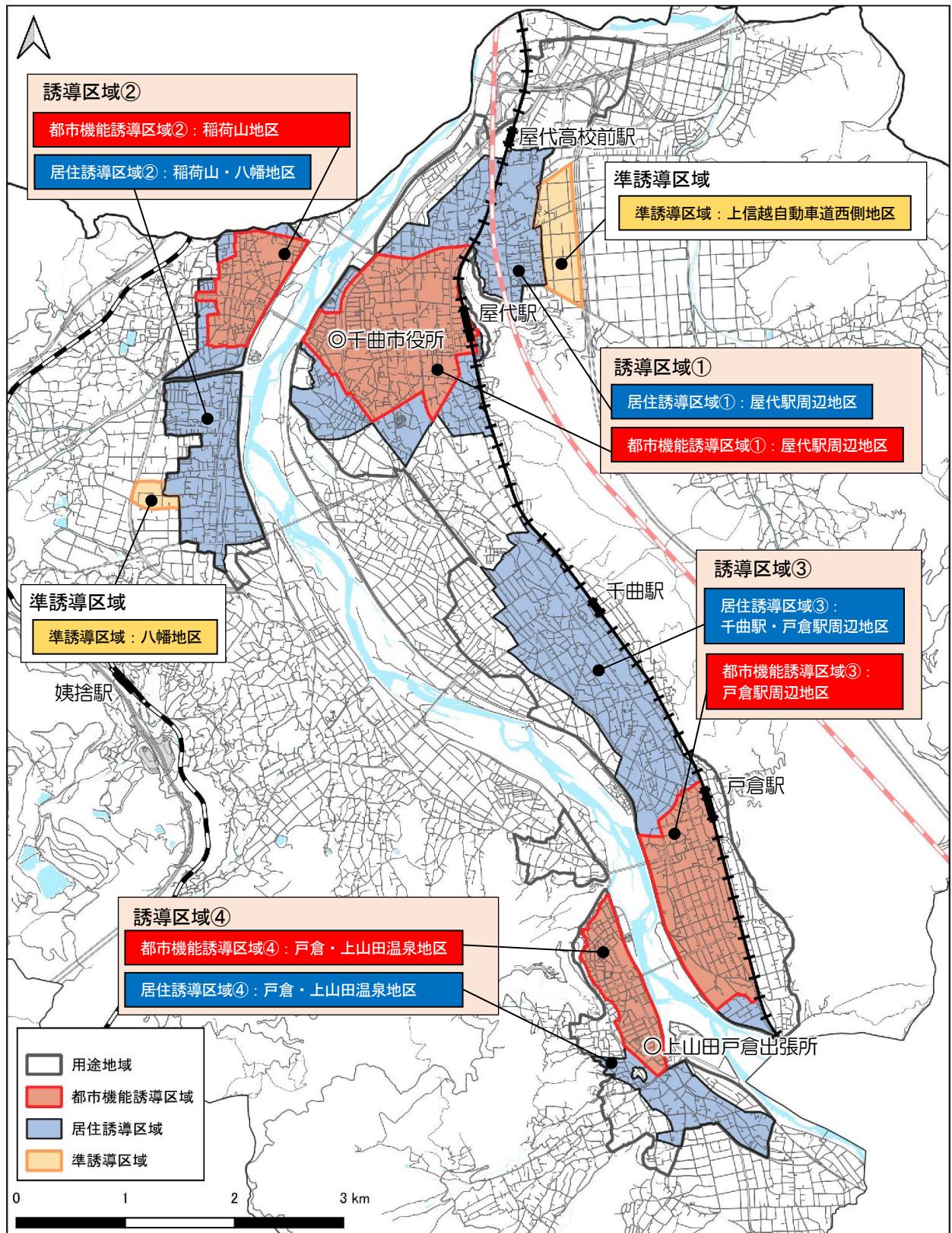
市街地の大部分において洪水リスクが存在している状況にあります。避難計画等により対応することとし、「居住誘導区域に含めない」という判断はしないこととします。



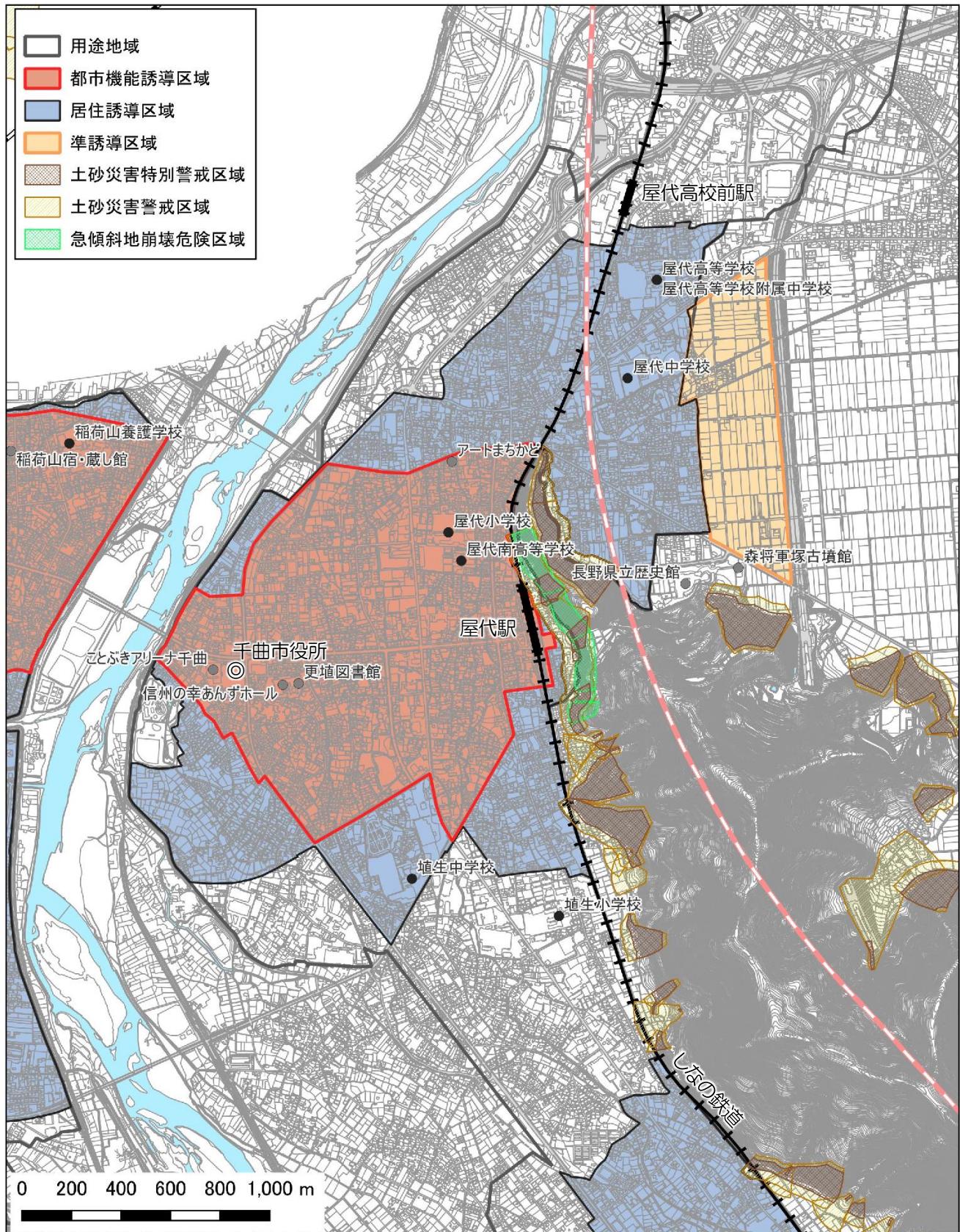
出典：国土交通省 国土数値情報

(4) 千曲市の誘導区域

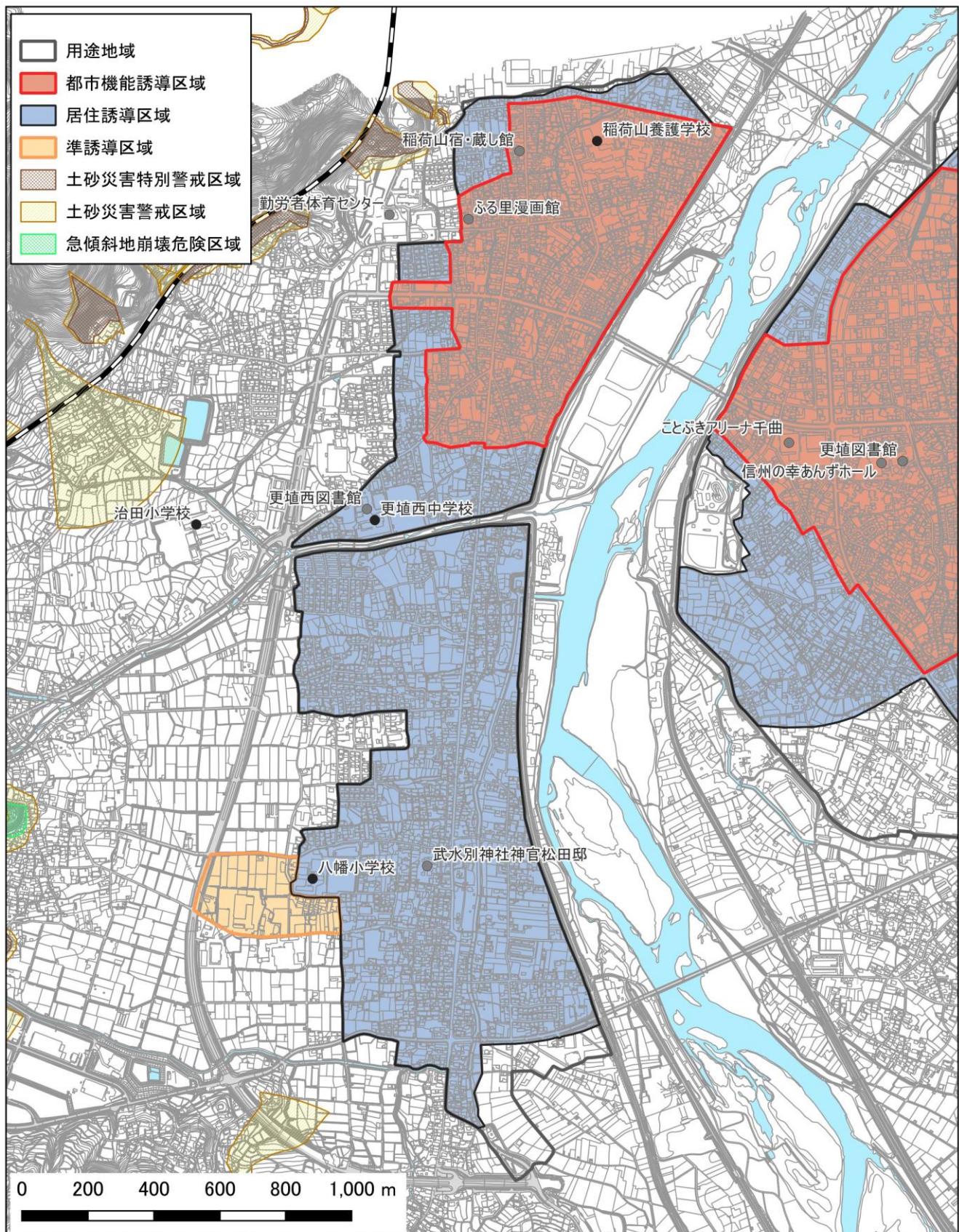
「一定程度の市街化・居住がなされている利便性の高いエリア」や「誘導区域に含めないエリア」等を考慮し、本市の都市機能誘導区域、居住誘導区域、および準誘導区域を以下のように設定します。



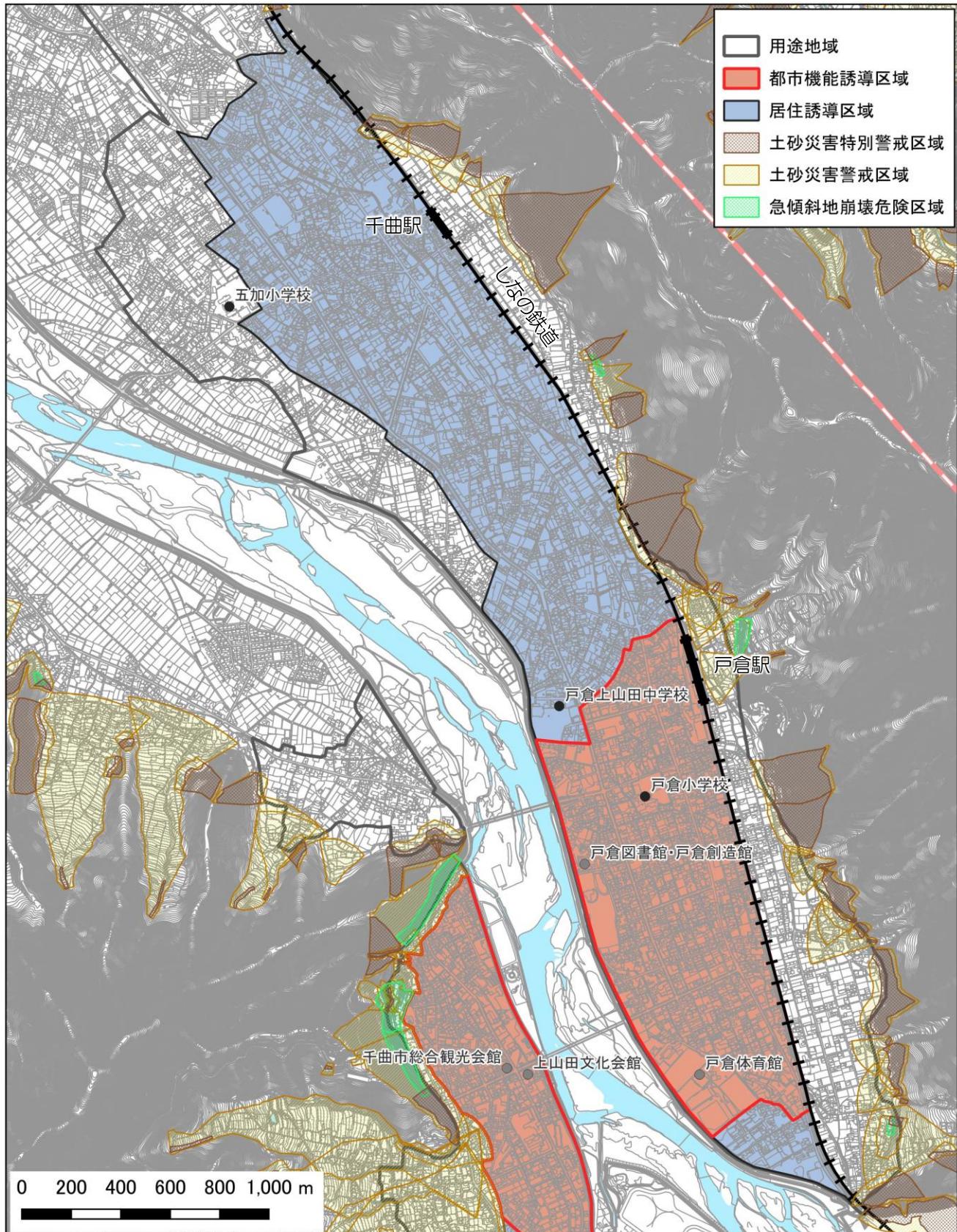
①都市機能誘導区域（屋代駅周辺地区）、居住誘導区域（屋代駅周辺地区）、準誘導区域



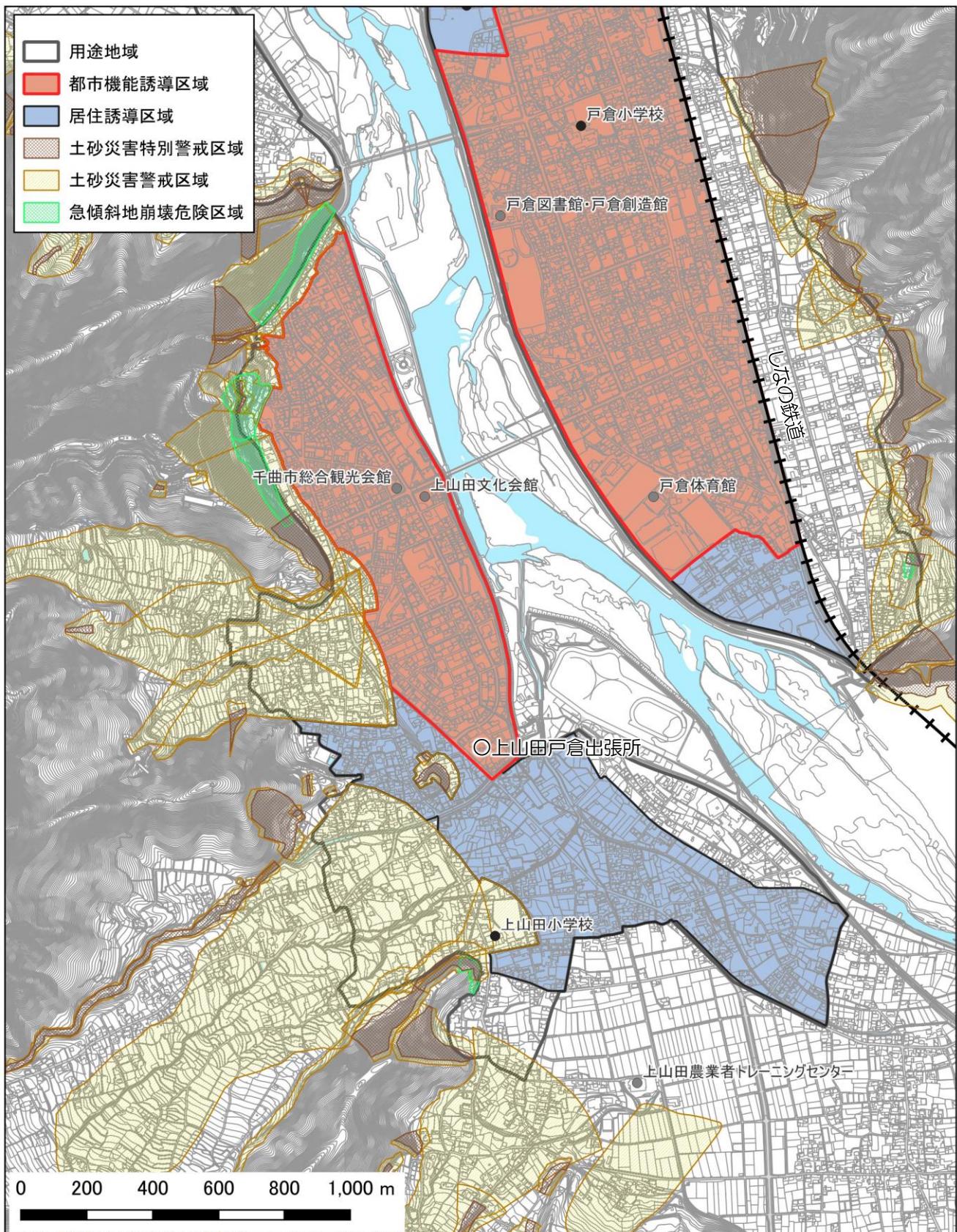
②都市機能誘導区域（稻荷山地区）、居住誘導区域（稻荷山・八幡地区）



③都市機能誘導区域（戸倉駅周辺地区）、居住誘導区域（千曲駅周辺・戸倉駅周辺地区）



④都市機能誘導区域（戸倉・上山田温泉地区）、居住誘導区域（戸倉・上山田温泉地区）



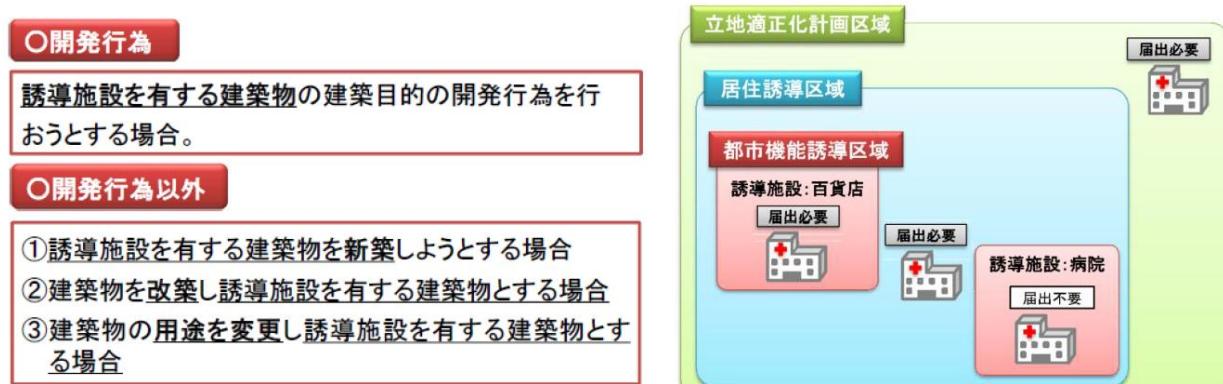
第8章. 誘導施設

(1) 誘導施設とは

①都市機能誘導区域への誘導

誘導施設とは、都市機能誘導区域へと立地を誘導すべき施設であり、居住誘導区域への居住の誘導とは異なり、都市機能誘導区域ごとにそれぞれ設定することができます。

誘導施設を都市機能誘導区域外に立地しようとする場合には、市長への届出が義務づけられています。ただし、この届出は立地を制限するものではなく、市が立地適正化計画区域内における誘導施設の整備の動向を把握するためのものです。



出典：「改正都市再生特別措置法について」国土交通省 都市局 都市計画課

②居住誘導区域への誘導

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するために、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には届出が必要となります。

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 m²以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 </p> <p>②の例示 1,300m² 1戸の開発行為 </p> <p>800m² 2戸の開発行為 </p>	<p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 </p> <p>1戸の建築行為 </p>

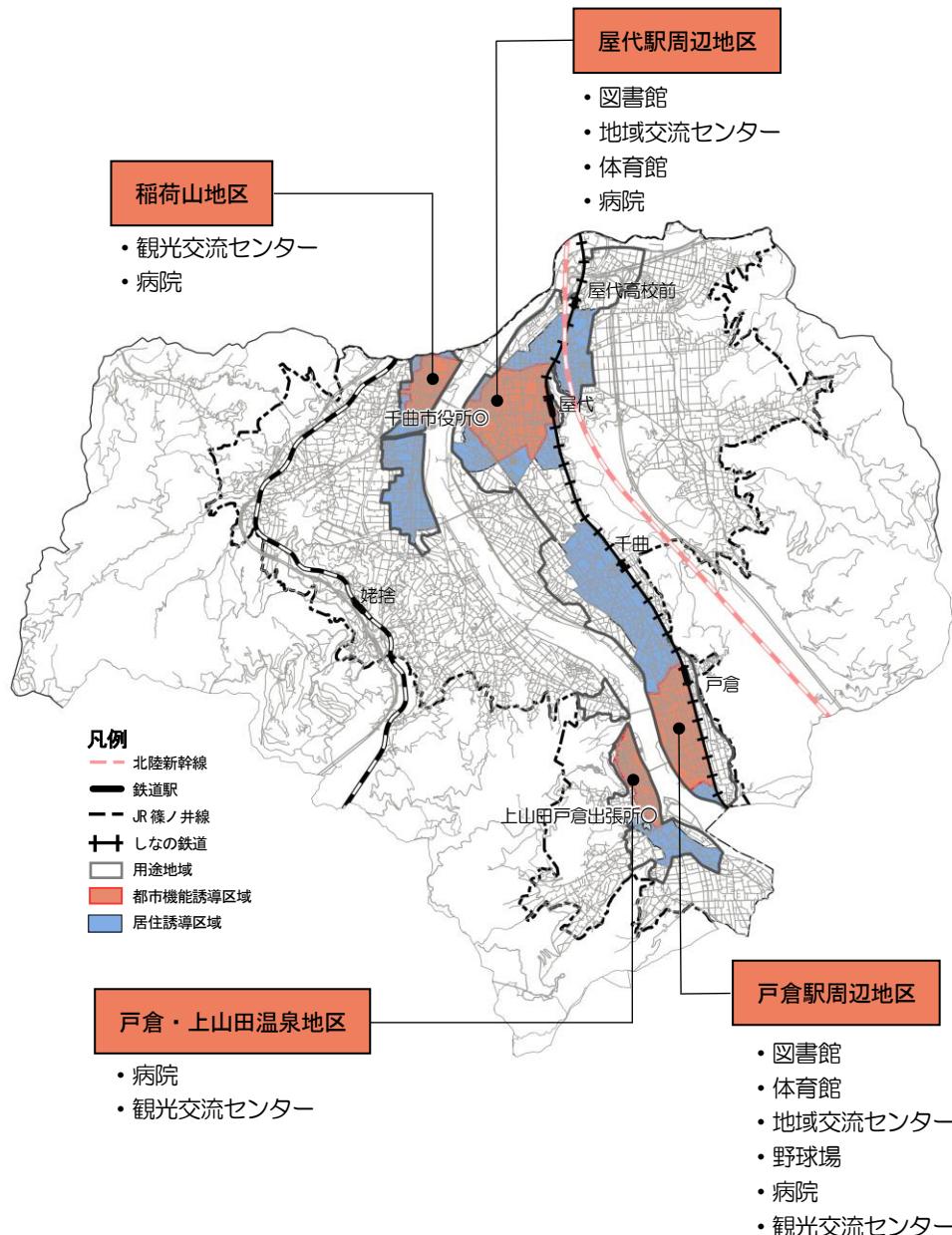
出典：「改正都市再生特別措置法について」 国土交通省 都市局 都市計画課

(2) 千曲市における誘導施設

①誘導施設の内容

本市においては、以下に挙げる誘導施設の開発行為等を行おうとするときに届出が必要となります。ただし都市機能誘導区域内で、それぞれ定められた誘導施設の開発等を行う場合、届出は不要です。

誘導施設	対象とする地区	施設の定義
体育館	屋代駅周辺地区、戸倉駅周辺地区	延床面積 3,000 m ² 以上のもの
図書館	屋代駅周辺地区、戸倉駅周辺地区	図書館法第2条第1項に定めるもの
病院	全地区	医療法第1条の5に定める「病院」で内科または外科を有するもの
地域交流センター	屋代駅周辺地区 戸倉駅周辺地区	地域住民の相互交流を目的とした、文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える地域活性化の拠点となる施設
観光交流センター	稲荷山地区、戸倉駅周辺地区、 戸倉・上山田温泉地区	地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民のための施設
野球場	戸倉駅周辺地区	公認野球場の規格に準じたもの



②誘導施設の届出対象区域一覧表

誘導施設別に、届出が必要となる区域を以下に示します。「必要」と記載のある箇所については、当該誘導施設を整備する際に届出が必要な区域です。

誘導施設	屋代駅周辺 地区	稻荷山 地区	戸倉駅周辺 地区	戸倉・上山田 温泉地区	都市機能 誘導区域外
体育館	—	必要	—	必要	必要
図書館	—	必要	—	必要	必要
病院	—	—	—	—	必要
地域交流センター	—	必要	—	必要	必要
観光交流センター	必要	—	—	—	必要
野球場	必要	必要	—	必要	必要

第9章. 誘導施策

居住誘導区域への定住促進や、都市機能誘導区域への都市施設の誘導を図るために、国による支援措置の活用を検討しながら、市独自の誘導施策を進めます。

1. 国による支援措置

国による支援措置のうち、代表的なものを以下に示します。今後、本市においてコンパクトなまちの形成を進める際には、これらの支援措置の適用を検討していきます。

①都市構造再編集中支援事業

- 「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

活用要件：立地適正化計画に基づき、まちづくりの目標および目標の実現に向け実施する事業等を定めた都市再生整備計画の作成。※

②都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

- 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。

活用要件：まちづくりの目標および目標の実現に向け実施する事業等を定めた都市再生整備計画の作成。※

③都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

- 災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業です。

活用要件：まちづくりの目標および目標の実現に向け実施する事業等を定めた都市再生整備計画の作成。※

④まちなかウォーカブル推進事業

- 車中心から人を中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。

活用要件：「重点的に取り組むテーマ」およびテーマに即した目標・指標を定めた都市再生整備計画の作成。※

※活用要件の他に施行できるエリアの範囲が定められています。

2. 本市が進める誘導施策

(1) 移住・定住の促進

居住誘導区域への住居の緩やかな誘導により、コンパクトな市街地の形成を図ります。

①千曲市の魅力発信

- ・移住者向けのポータルサイトの運用により、千曲市ぐらしの魅力を発信します。
- ・主に首都圏で開催される移住フェアへの出展や、移住セミナーを実施します。

②千曲市への移住促進

- ・誘導区域内への移住を促すため、家賃支援等の優遇措置の実施を検討します。
- ・UJ ターン奨学金を設け、就労後における千曲市への定住を促進します。
- ・就業・創業移住に対する独自の支援制度を設け、定住を促進します。
- ・移住検討者の要望にあわせ、市内見学ツアーの実施など、お試し移住体験の充実を図ります。

(2) 魅力ある市街地の形成

利便性が高く、かつ魅力的な市街地が形成されるように、都市機能誘導区域を中心としたまちづくりを進めます。

①駅周辺の施設整備

- ・商店街等で共同して設置する街路灯・駐車場・防犯カメラ等に対する助成を行います。

②交通結節点における開発の促進

- ・(仮称) 屋代スマートＩＣ周辺において、交通利便性の高さを活用した新たな開発を進めます。また、地区の一部では公共文化ゾーンとして、新たな子育て支援施設の整備を図ります。
- ・国道18号坂城更埴バイパスの防災機能の向上、本市の優良な農産物をはじめとする、地域資源の活用による地域経済の好循環を目指し、地域防災機能と地域振興機能等を併せ持つ施設として、「地域防災拠点・道の駅」の整備を図ります。

③千曲市総合運動公園基本構想に基づいたまちづくり

- ・多目的野球場建設などを含めたスポーツの交流拠点となる「戸倉体育館エリア」、多世代が集い交流できる「白鳥園エリア」、かわを活用した「河川敷エリア」の整備と充実を図ります。

④企業が抱える問題の解決

- ・専門的知識を有する産業支援コーディネーターが、市内企業が抱える課題の相談に応じ、必要な支援を行います。

⑤商店街の活性化

- ・既存の商店街施設を維持していくため、中小企業者等が共同で行うイベントなどの助成を行います。

⑥官民で連携したまちづくり

- ・地域で抱えている課題を住民と行政が一体となって解決し、まちの活性化を図ります。

(3) 整序ある市街地の形成

「都市のスponジ化」を避けるため、市街地内における空き家・空き地等の活用促進を図ります。

①空き家の活用促進

- ・千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金により、空家を解体した後、1年以内に建築した住宅に対し補助を行います。また、居住誘導区域内の跡地を活用した場合には、補助の増額を行います。
- ・千曲市空き家バンク事業により、市内に存在する空き家を有効活用のお手伝いをいたします。

②空き店舗の活用促進

- ・商業地域における空き店舗を活用し、事業を開始した事業者へ助成を行います。
- ・商業地域における空き店舗の調査を実施し、商工団体と情報共有を図りながら活用を推進します。

③低未利用土地のコーディネート

- ・低未利用土地が多く存在するエリアにおいて、地域のニーズが高まった場合、低未利用土地権利設定等促進計画の策定や立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の締結を検討します。

(4) 公共交通の充実

市内の各拠点を連携する公共交通の充実を図り、地域の一体化や利便性向上を図ります。

①鉄道の充実

- ・鉄道利用者の利便性向上のため、しなの鉄道駅舎へのエレベーターやバリアフリートイレの設置、跨線橋の美装化等を行いました。

②バス交通の充実

- ・市内幹線や支線の利用状況を把握し、実用性の高い路線やダイヤになるよう見直しを進め、運行の維持に努めます。
- ・交通結節点における待合環境の改善や使いやすい車両への更新など、利用環境の整備に取り組みます。
- ・バスロケーションシステムやキャッシュレス決済の導入検討など、本市の公共交通にふさわしいIC-Tの活用について研究を進めます。

③シェアサイクルの本格導入

- ・社会実験の検証を経て、市内各地にポートを設置するシェアサイクルの本格導入を行いました。

④公共交通に関する情報発信

- ・ダイヤ改正に合わせた総合交通マップ・時刻表を作成するなど、公共交通に関する情報提供と利用促進に努めます。
- ・GTFSデータ（公共交通に関するオープンデータ）の公開により、経路検索サイトで利用可能な環境の整備に取り組み、利用者の利便性向上を図ります。

第 10 章. 防災指針

1. 防災指針について

近年、全国各地で水害をはじめとした大規模な自然災害が発生し、生命や財産、社会経済に大きな被害をもたらしており、今後も気候変動の影響で、自然災害が頻発化・激甚化することが懸念されます。

このような自然災害に対応するため、令和2年9月に都市再生特別措置法が一部改正され、居住誘導区域内における防災・減災対策を『防災指針』として立地適正化計画に位置づけることが新たに規定されました。

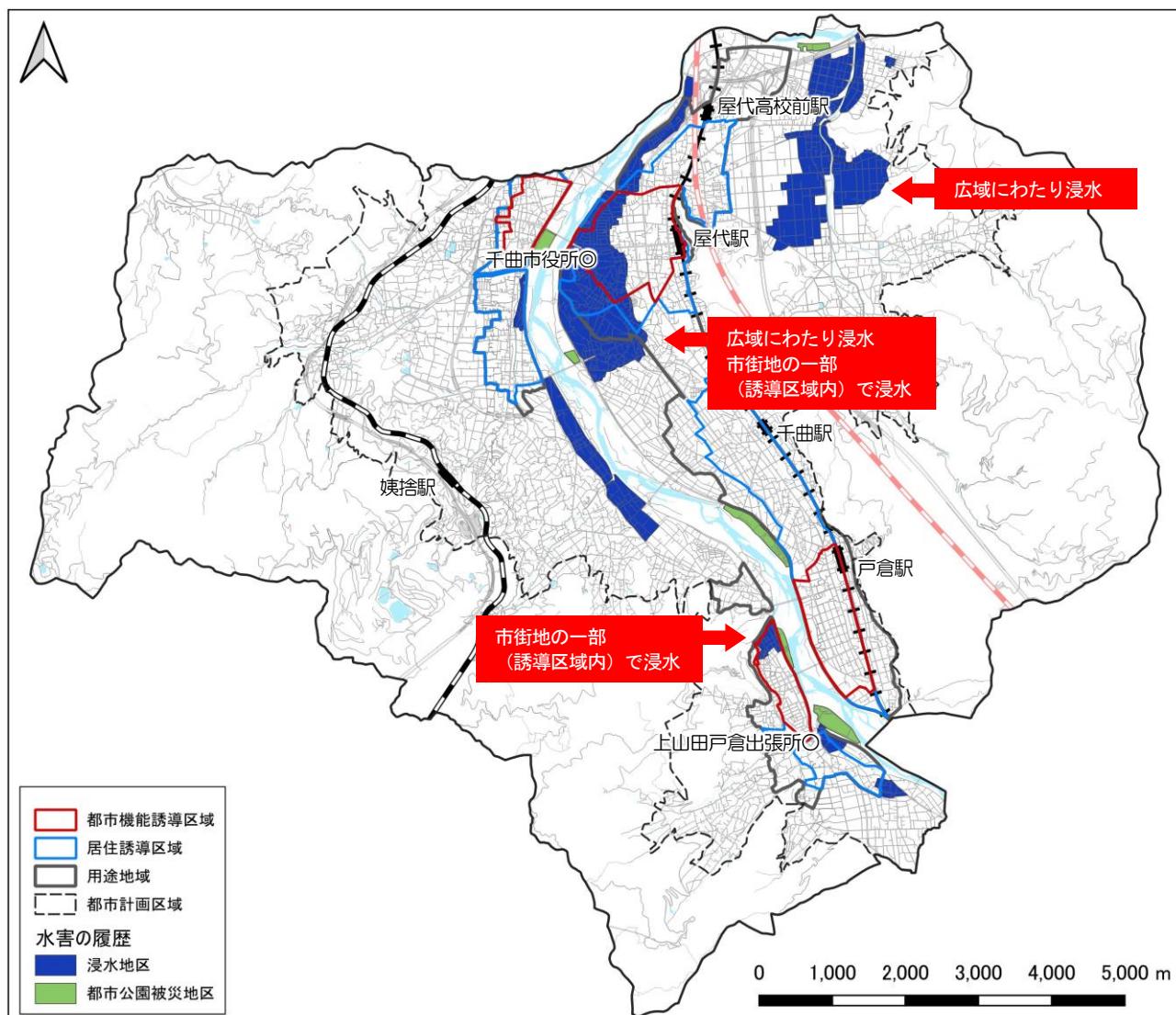
当市においては、特に令和元年東日本台風で大きな被害を受けた経緯もあり、洪水や土砂災害といった本市が抱える災害リスクを再分析し、それに対するハード及びソフト対策の方針等を定めます。

2. 過去の災害履歴

(1) 水害の発生状況

令和元年東日本台風（令和元年 10 月 12 日～13 日）では、多くの箇所で浸水被害が発生し、市内で初めてとなる大雨特別警報が発表されました。埴生、東部地区を中心に被害が発生し、床上浸水 425 戸、床下浸水 1,197 戸、市内全域で 29 カ所の避難所が開設され、5,173 人が避難するという災害となりました。

【過去に水害が発生したエリア（令和元年東日本台風）】



3. 想定される災害

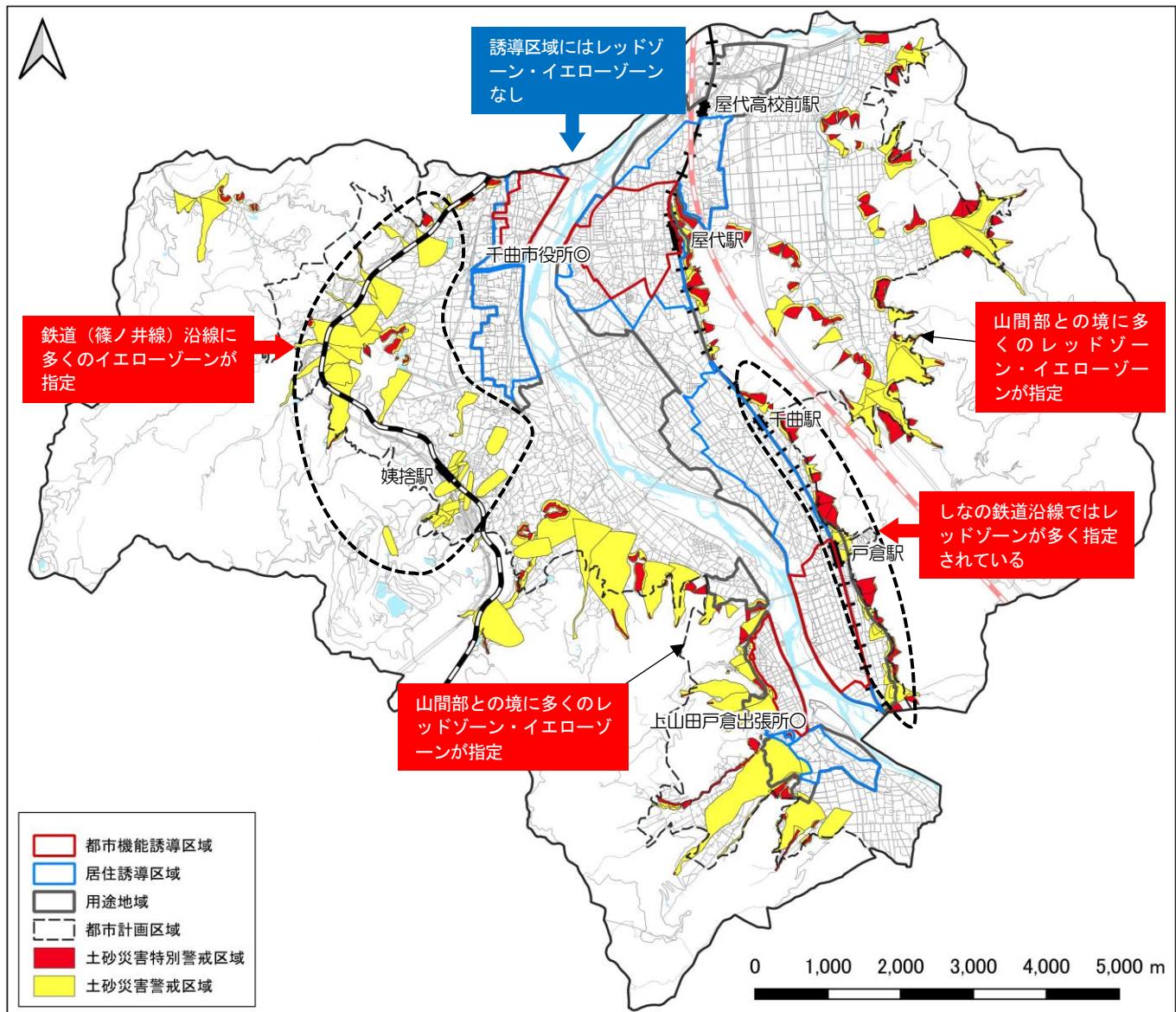
(1) 土砂災害（誘導区域との重ね合わせ）

平野部では土砂災害は想定されていませんが、山間部との境においては土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されています。

山際を通過する鉄道沿線に多くのイエローゾーンが指定されており、特にしなの鉄道沿いにはレッドゾーンが多く指定されています。

なお、現在の誘導区域内に指定されているレッドゾーン・イエローゾーンはありません。

【土砂災害が想定されているエリア】



出典：国土交通省 国土数値情報

(2) 水害 (L1) (誘導区域との重ね合わせ)

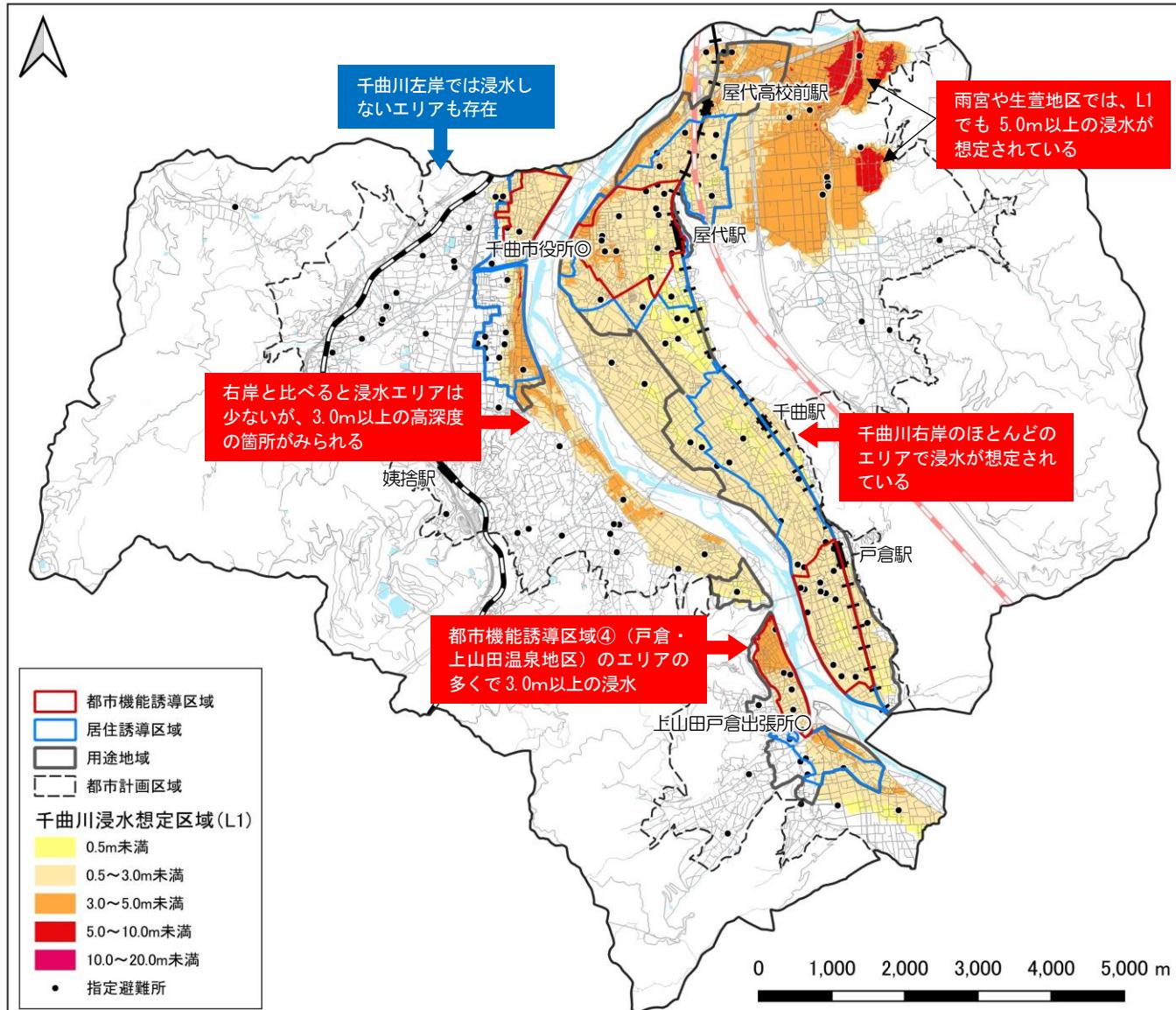
千曲川の概ね100年に1度程度の浸水想定(L1)では、千曲川の右岸のほとんどのエリアで浸水することが想定されています。

千曲川左岸では右岸と比べ、浸水しないエリアも存在しているものの、千曲川沿いでは3.0m以上の浸水が想定されているエリアもあります。特に都市機能誘導区域④(戸倉・上山田温泉地区)では、誘導区域の多くのエリアで3.0m以上の浸水が想定されています。

また、雨宮や生萱地区の一部では5.0m以上の浸水が想定されているエリアも存在します。

都市計画区域全体では38%程度ですが、用途地域では87%とほとんどが浸水すると想定されています。

【水害が想定されているエリアと浸水深(L1、概ね100年に一度)】



出典：国土交通省 国土数値情報

	総面積(ha)	浸水面積(ha)		浸水割合(%)	
		3m以上		3m以上	
都市計画区域	5,900	2,231	590	38%	10%
用途地域	1,452	1,269	175	87%	12%
居住誘導区域	971	876	93	90%	10%
都市機能誘導区域	391	382	45	98%	12%

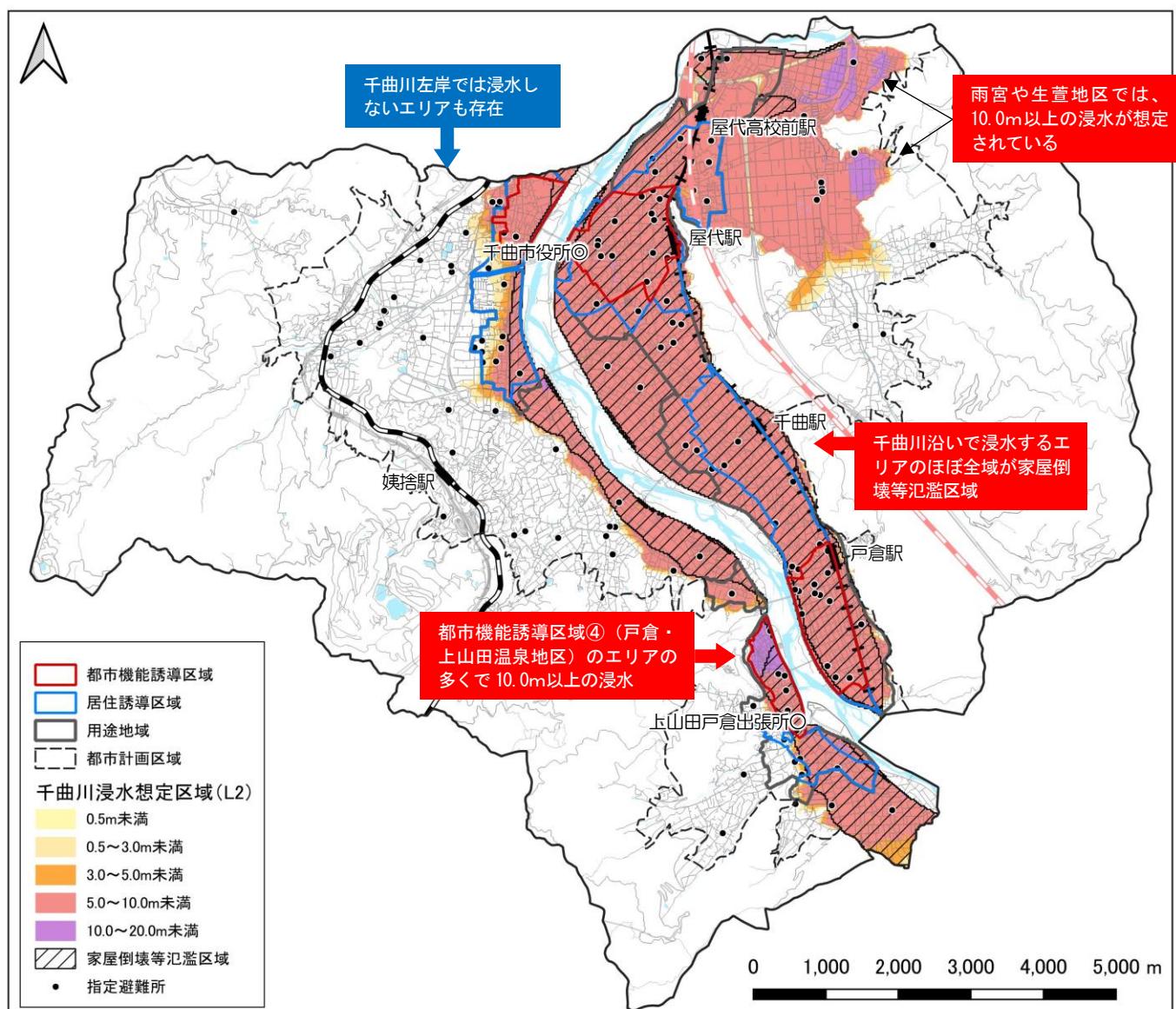
GISにより計測・算出

(3) 水害 (L2) (誘導区域との重ね合わせ)

千曲川の想定最大規模（1,000年に1度）の浸水想定（L2）では、浸水エリアのほとんどのエリアで5.0m以上の浸水が想定されており、そのほぼ全域が家屋倒壊等氾濫区域（洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲）となっています。

浸水想定エリアは、都市計画区域全体では44%程度ですが、用途地域では96%とほぼ全てのエリアが浸水すると想定されています。誘導区域内では、居住誘導区域全体で95%、都市機能誘導区域全体で99%と、ほぼ全域で浸水することが想定されています。

【水害が想定されているエリアと浸水深（L2、概ね1000年に一度）】



出典：国土交通省 国土数値情報

	総面積(ha)	浸水面積(ha)		浸水割合(%)	
		3m以上	3m以上	3m以上	3m以上
都市計画区域	5,900	2,602	2,459	44%	42%
用途地域	1,452	1,388	1,348	96%	93%
居住誘導区域	971	942	918	97%	95%
都市機能誘導区域	391	390	390	100%	100%

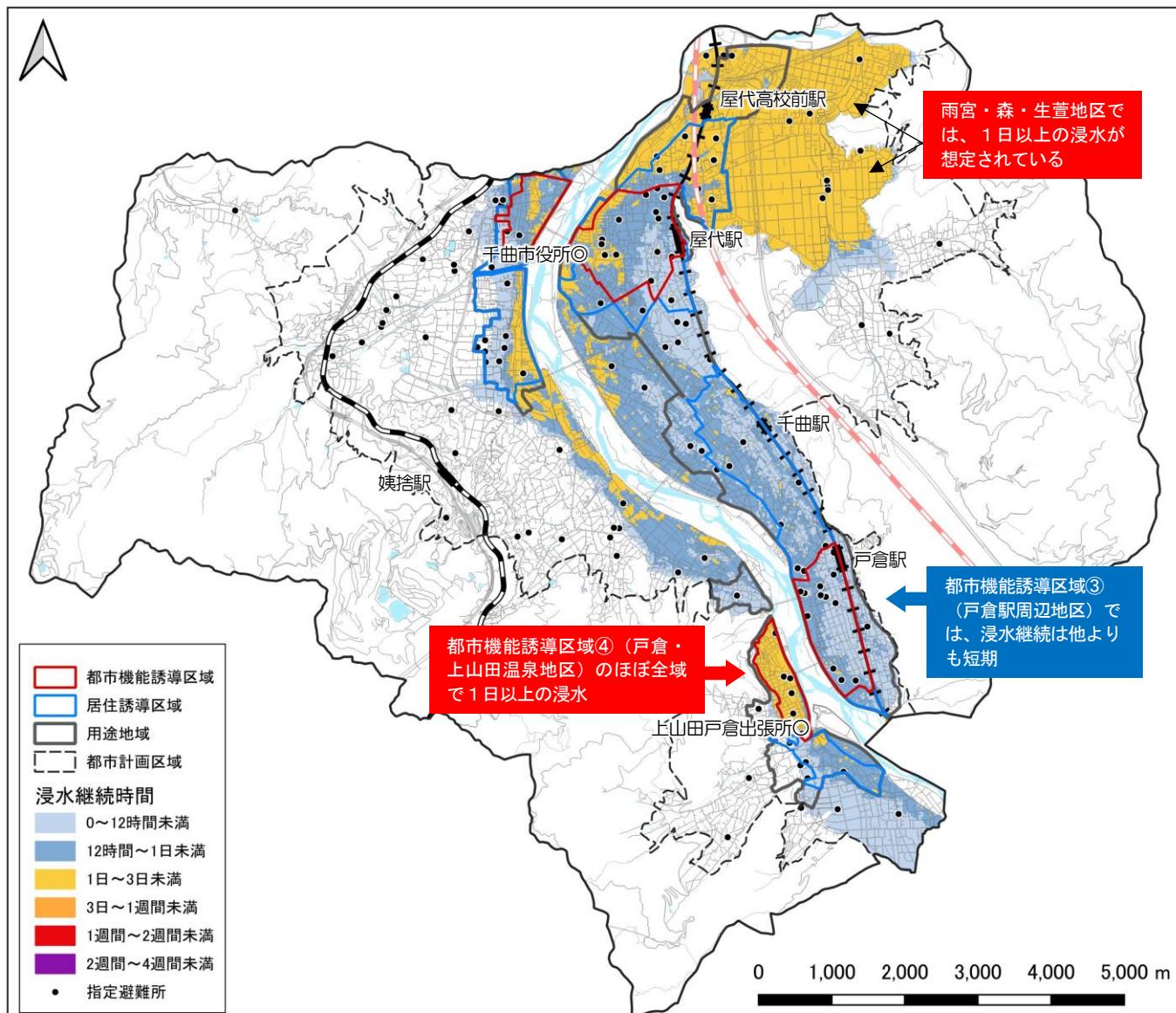
GISにより計測・算出

(4) 水害（浸水継続時間）（誘導区域との重ね合わせ）

千曲川の想定最大規模（1,000年に1度：L2）の浸水継続時間については、都市機能誘導区域④（戸倉・上山田温泉地区）や市東部の雨宮、森、生萱地区では1日以上の浸水が想定されています。

また、都市機能誘導区域③（戸倉駅周辺地区）では、他の地区よりも浸水継続時間は12時間程度とやや短期となっています。

【浸水継続時間（L2、概ね1000年に一度）】



出典：国土交通省 国土数値情報

	総面積(ha)	浸水面積(ha)		浸水割合(%)	
		継続時間 1日以上		継続時間 1日以上	
都市計画区域	5,900	2,610	958	44%	16%
用途地域	1,452	1,390	363	96%	25%
居住誘導区域	971	942	224	97%	23%
都市機能誘導区域	391	390	89	99%	23%

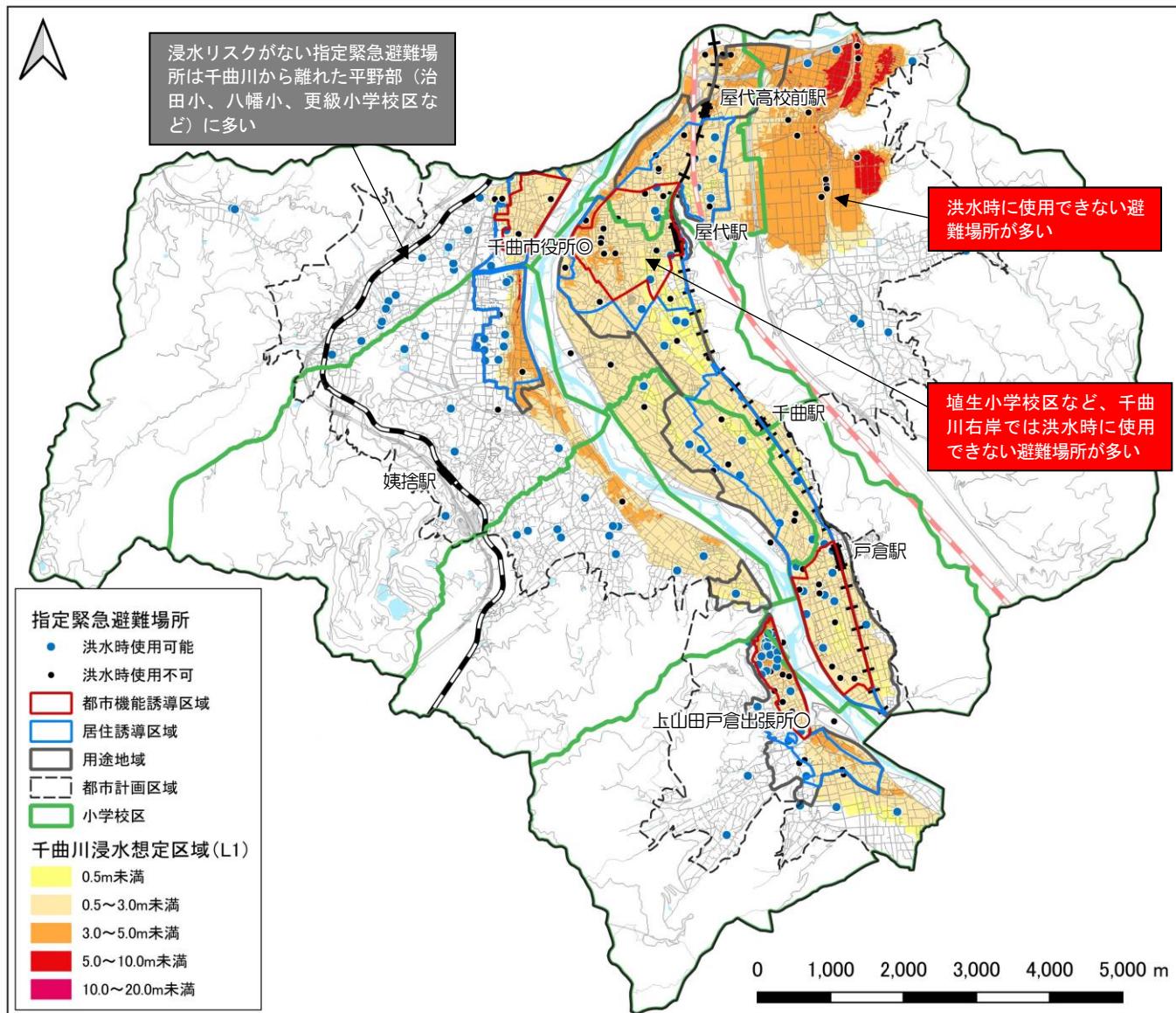
GISにより計測・算出

(5) 指定緊急避難場所（誘導区域との重ね合わせ）

指定緊急避難場所（災害時に緊急・一時的に避難する場所）については、洪水時に使用できない緊急避難場所が埴生小学校区など、特に千曲川右岸の地区に多く存在しています。また、東小学校区においても使用できない緊急避難場所が多く存在しています。

洪水時でも使用できる緊急避難場所は、千曲川から離れた平野部（治田小、八幡小、更級小学校区など）に多く存在しています。

【小学校区と指定緊急避難場所、浸水想定区域（L1）の位置】



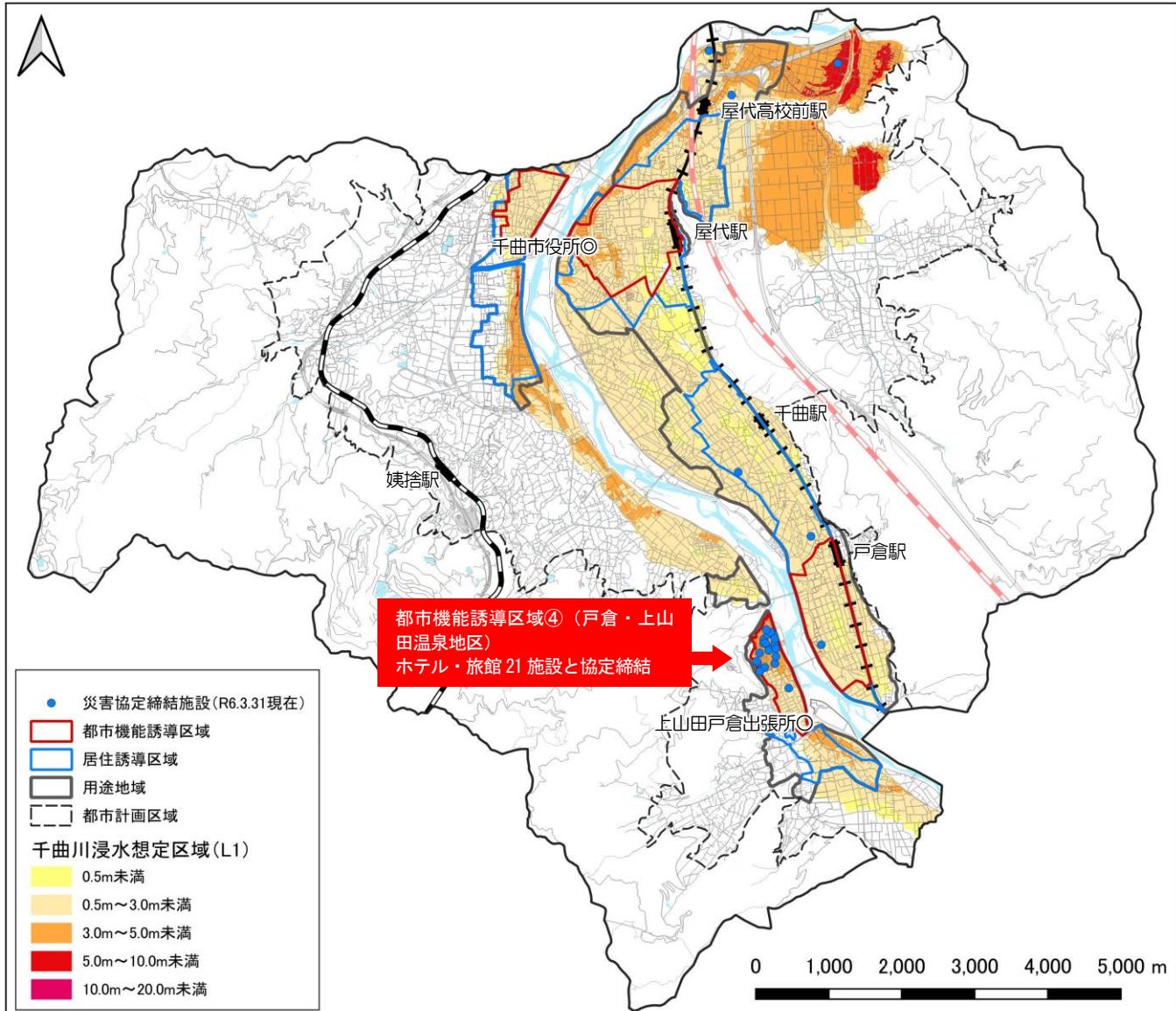
出典：国土交通省 国土数値情報

(6) 避難者受け入れに関する協定施設（誘導区域との重ね合わせ）

災害時における避難者の受け入れに関して、これまでに市内の6企業、21施設と協定を結んでいます。

特に洪水被害のリスクがある戸倉・上山田温泉地区では、戸倉上山田温泉旅館組合連合会に属するホテル・旅館と協定を結んでおり、将来の洪水発生に備えています。

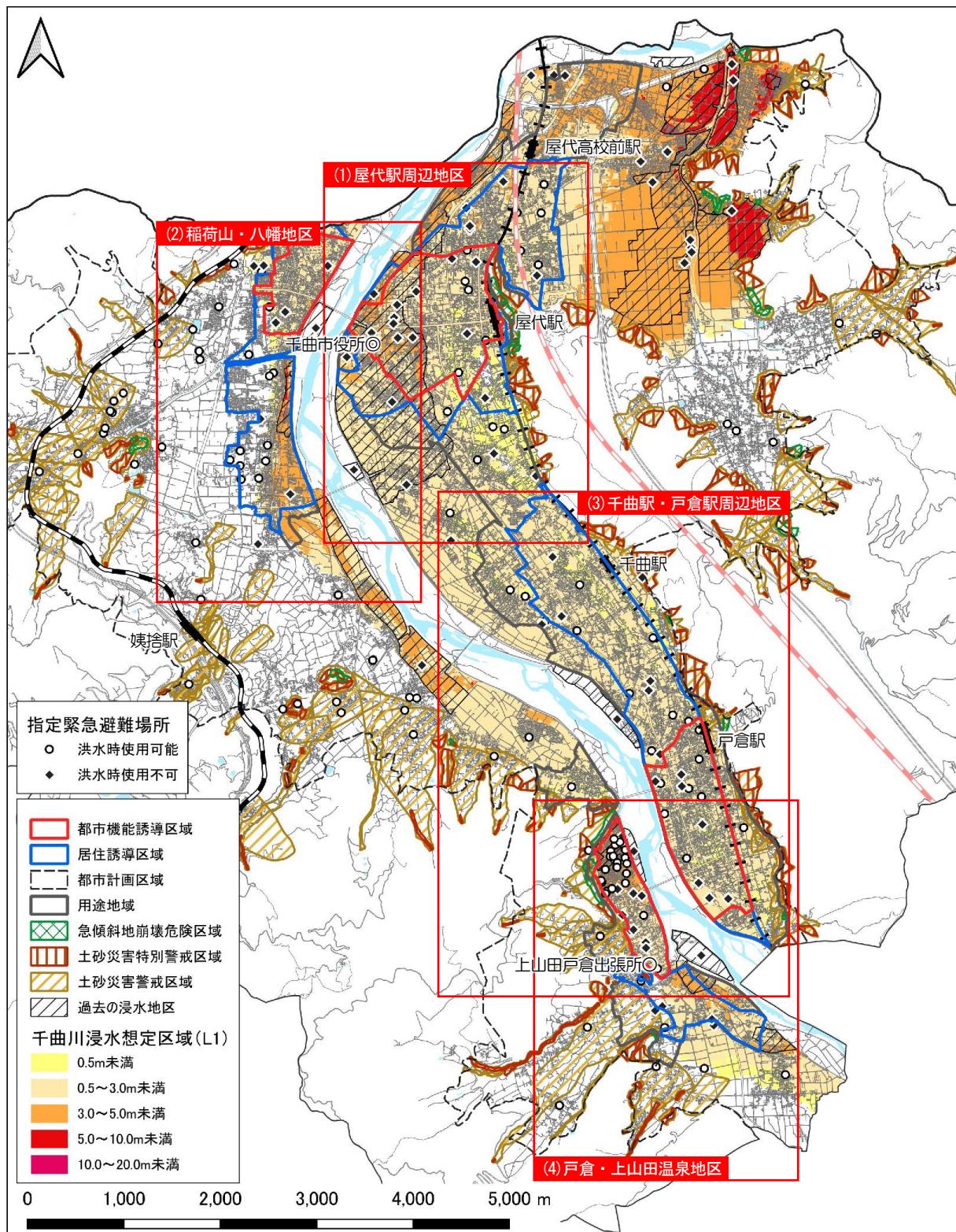
【避難者受け入れに関する協定を締結している施設】



出典：千曲市データ

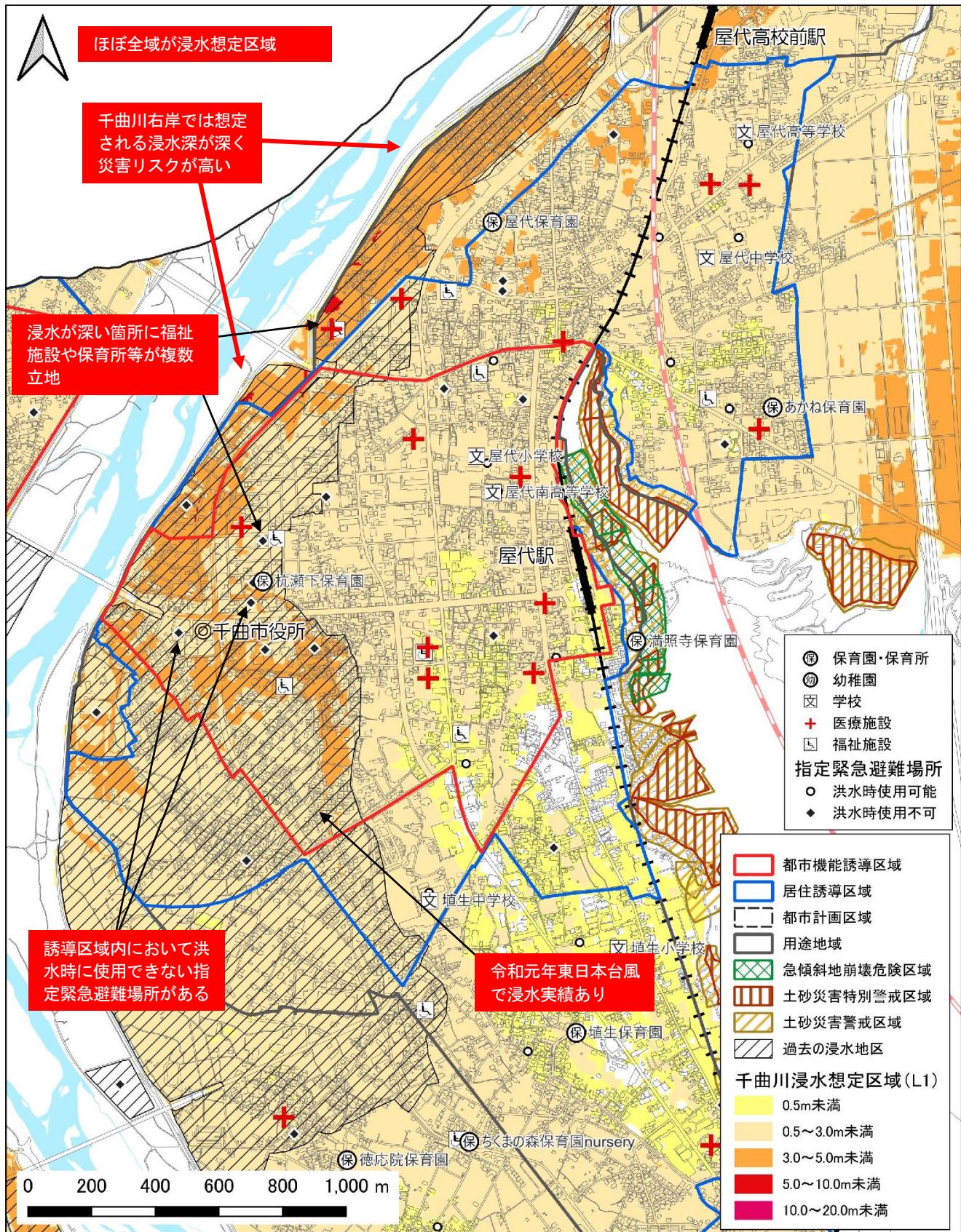
4. 居住誘導区域毎のリスク分析

これまでに示した災害に関する情報を踏まえ、4つの誘導区域別の施設や災害リスクを重ね合わせたミクロ分析を行います。分析する図郭は以下の4エリアとします。

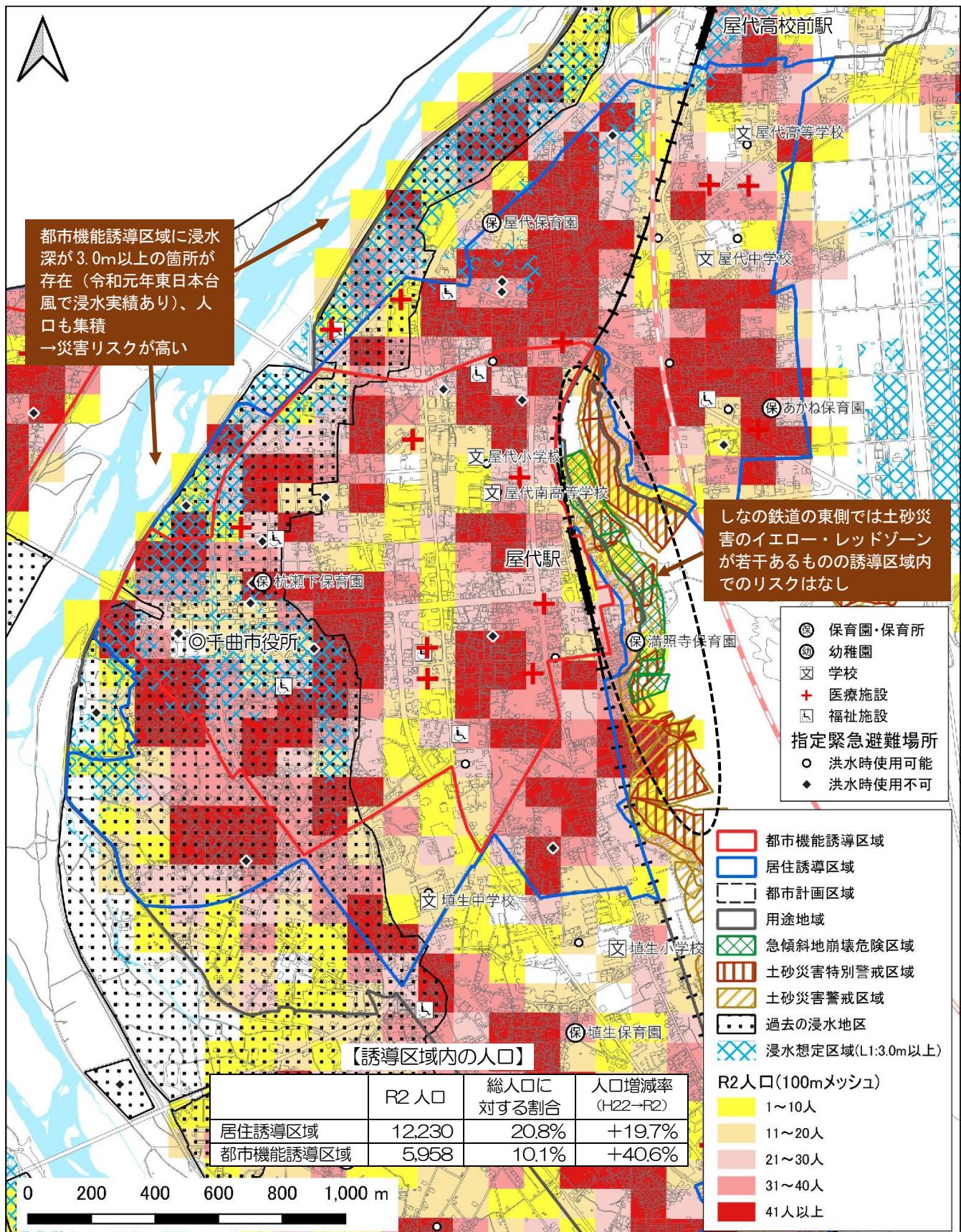


(1) 屋代駅周辺地区

【誘導区域・災害情報・施設の重ね合わせ】



【人口分布（100mメッシュ）誘導区域・災害情報等の重ね合わせ】



【誘導区域の状況（前述のまとめ）】

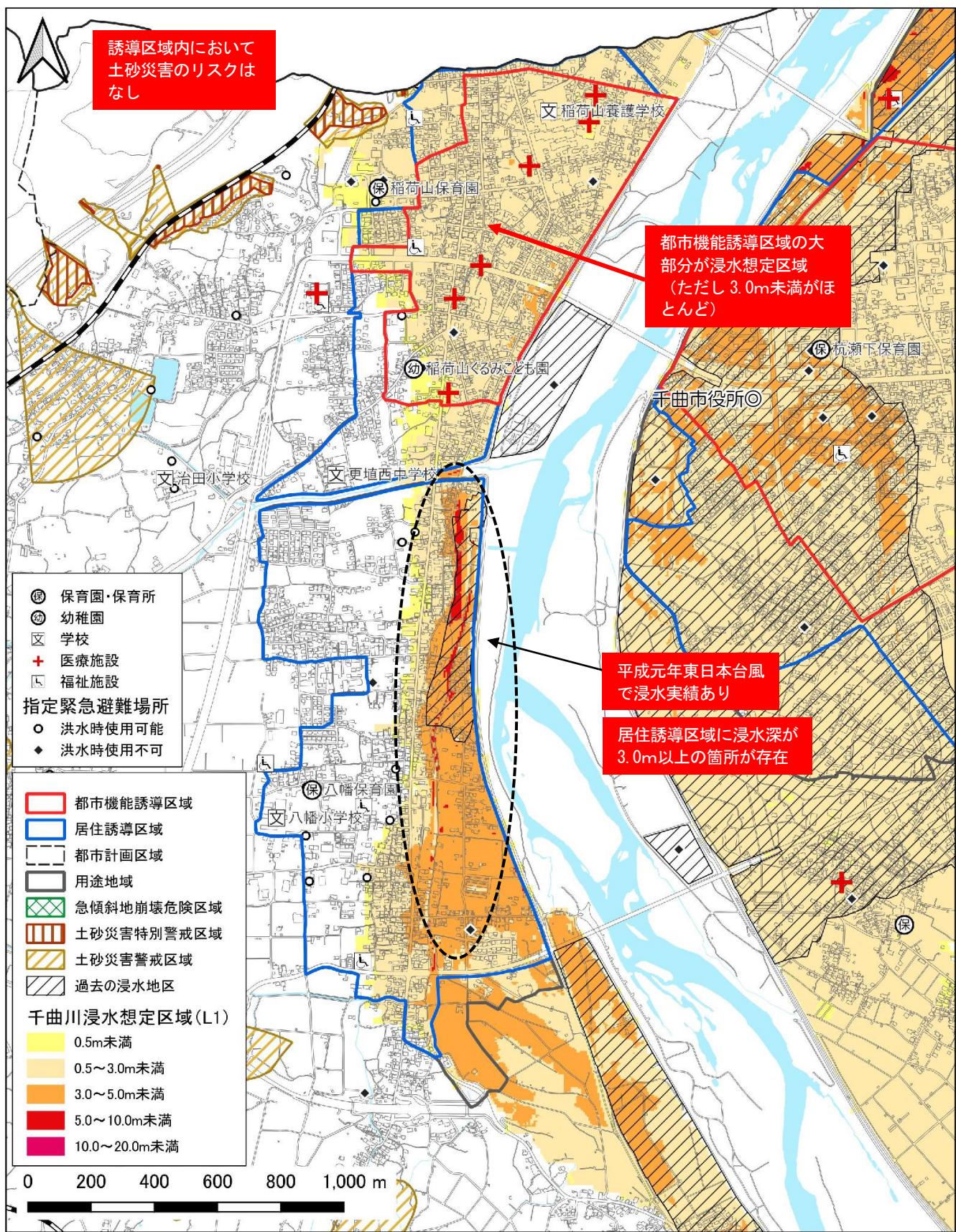
人口	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内に市の全人口の 20.8%（約 12,200 人）が居住する人口の集積地、人口も増加がみられている
災害（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風では誘導区域の西部（千曲川右岸）の広範囲で浸水し、被害が発生 （L1）誘導区域内の全域が浸水想定区域となっており、誘導区域西部の一部で3.0m超えの箇所が存在 （L1）誘導区域の中央～東部においては、垂直避難が可能な3.0m未満の箇所も多い （L2）誘導区域の全域が5.0m以上の浸水の可能性があり、家屋倒壊等氾濫区域が指定されている
災害（土砂災害）	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内では土砂災害は想定されていない
避難施設 ・都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域西部（千曲川右岸）は洪水時に使用できない指定緊急避難場所が多く存在、使用できるのは東部に立地している施設のみ 一部誘導区域西部（千曲川右岸）で浸水が深い箇所に福祉施設や保育所などが立地している
人口 × 洪水ハザード	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域の西部では浸水深 3.0m以上（L1）で人口が集積しているエリアがあり、災害リスクが高い



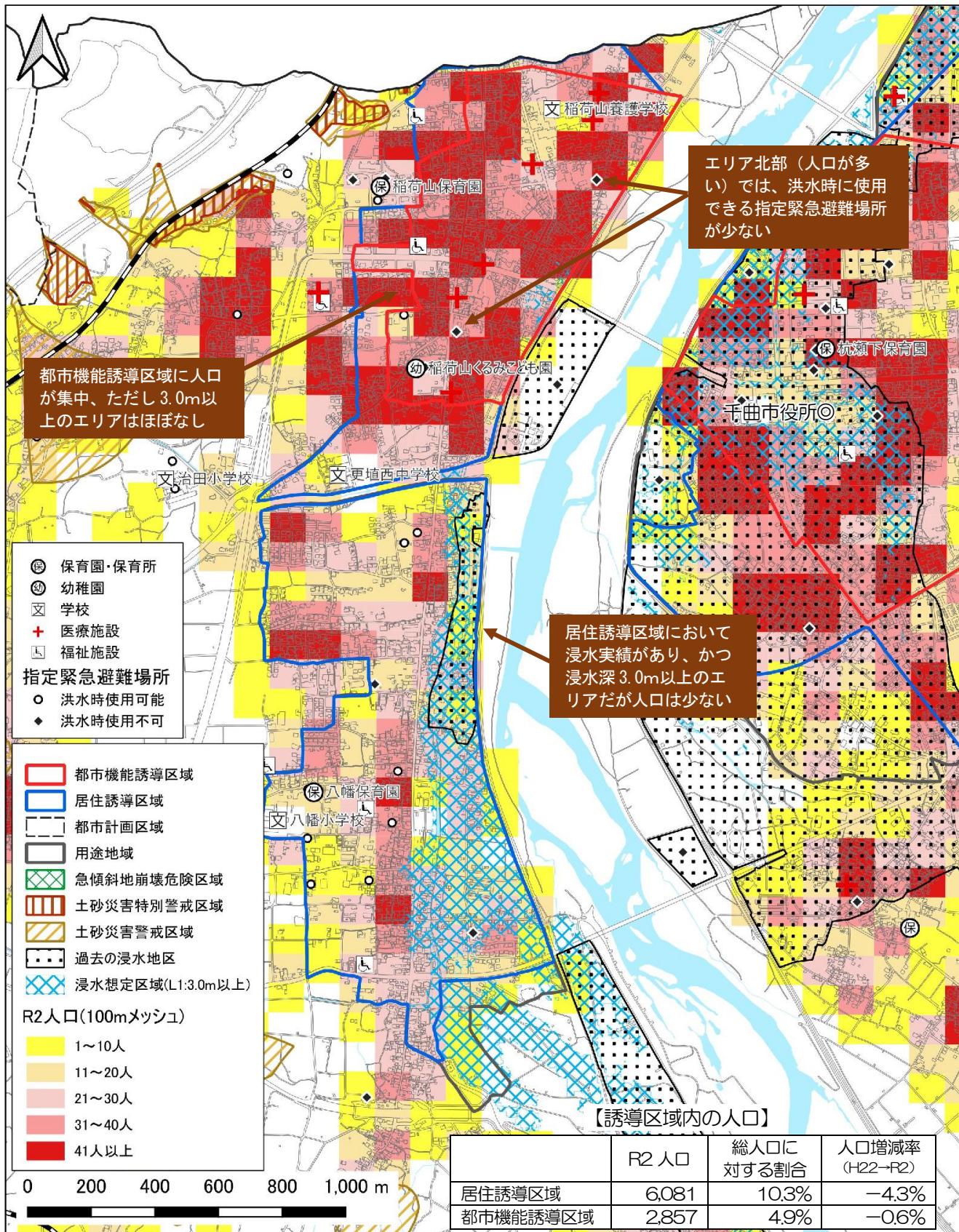
- 人口が多く、増加もみられているエリアですが、洪水に関して、計画規模（L1）でも 3.0m 以上の浸水のリスクがあり、浸水実績もある災害リスクが高いエリアです。
- 洪水時に使用できない指定緊急避難場所が多く、浸水想定エリアに福祉施設や保育所なども多く存在していることから、迅速な避難誘導や、情報提供を積極的に進めていくことが必要です。

(2) 稲荷山・八幡地区

【誘導区域・災害情報・施設の重ね合わせ】



【人口分布（100mメッシュ）誘導区域・災害情報等の重ね合わせ】



【誘導区域の状況（前述のまとめ）】

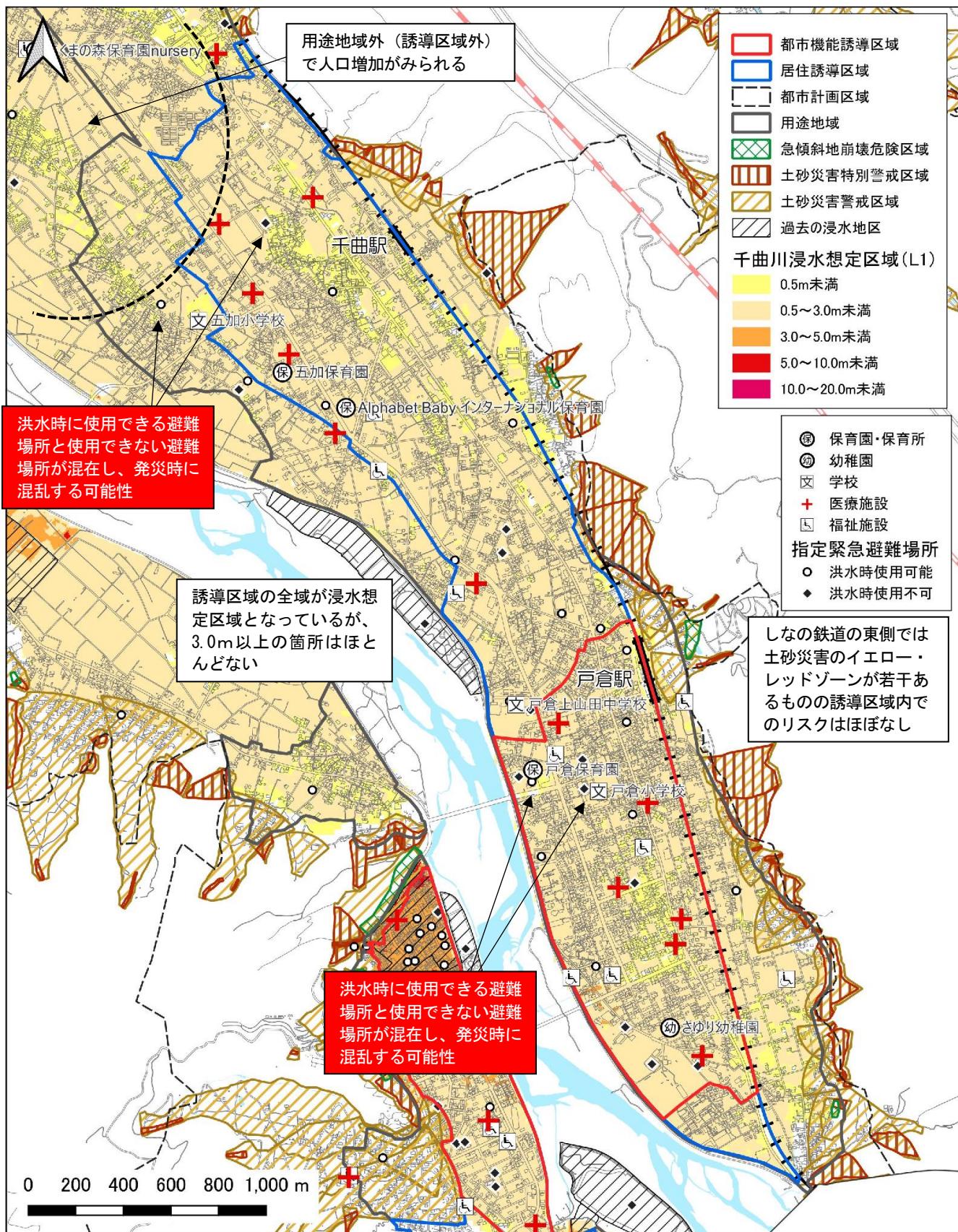
人口	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内に市の全人口の10.3%（約6,100人）が居住、人口は誘導区域内で唯一、減少傾向にある
災害（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風では誘導区域の一部（千曲川左岸）で浸水し、被害が発生 （L1）都市機能誘導区域のほぼ全域が浸水想定区域となっており、また居住誘導区域の一部（八幡地区）では3.0m超えの箇所が存在 （L1）都市機能誘導区域（稲荷山地区）では垂直避難が可能な3.0m未満の箇所も多い （L2）誘導区域の半数程度のエリアで5.0m以上の浸水の可能性があり、また居住誘導区域（八幡地区）の一部では家屋倒壊等氾濫区域が指定されている
災害（土砂災害）	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内では土砂災害は想定されていない
避難施設 ・都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 人口が多いエリア北部では洪水時に使用できない指定緊急避難場所が多く、キャパシティの不足が懸念される
人口 × 洪水ハザード	<ul style="list-style-type: none"> 浸水が懸念されるエリア（浸水実績エリア）での居住は、やや少なくなっている 人口が多いエリアでは、浸水深3.0m以上が想定されているエリアはない



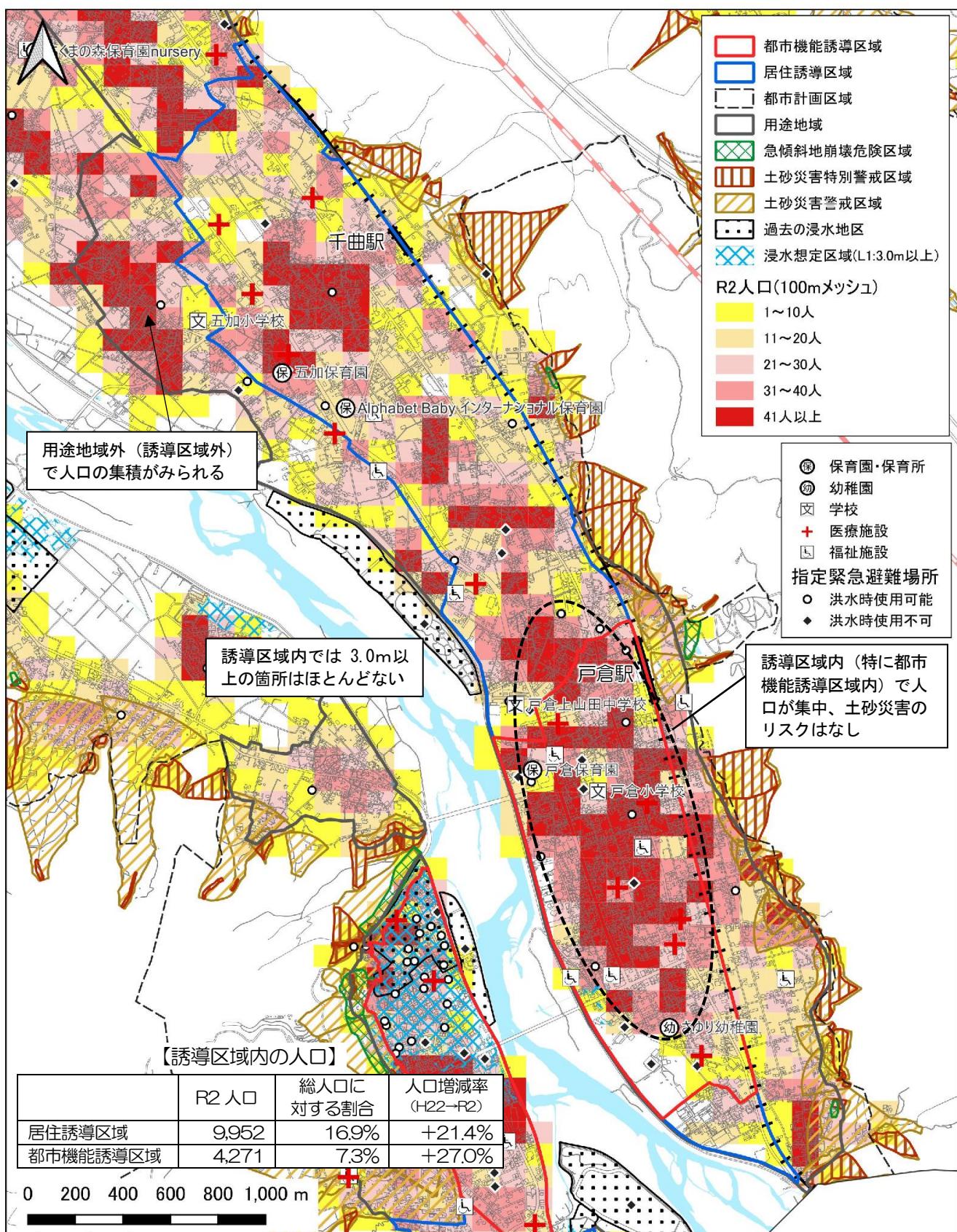
- 想定される最大の洪水（L2）での災害リスクや、計画規模（L1）での一定の浸水の可能性は排除できないものの、計画規模（L1）での強い災害リスクは一部のエリアを除き、比較的小ないと想定されます。また、土砂災害へのリスクはないエリアです。
- 水害に対するリスクが高いエリアについては、ハード対策を含めた積極的な防災対策を検討していく必要があります。
- その他のエリアについては、日常的な避難訓練や災害に関する情報提供などのソフト対策の充実が求められます。

(3) 千曲駅・戸倉駅周辺地区

【誘導区域・災害情報・施設の重ね合わせ】



【人口分布（100mメッシュ）誘導区域・災害情報等の重ね合わせ】



【誘導区域の状況（前述のまとめ）】

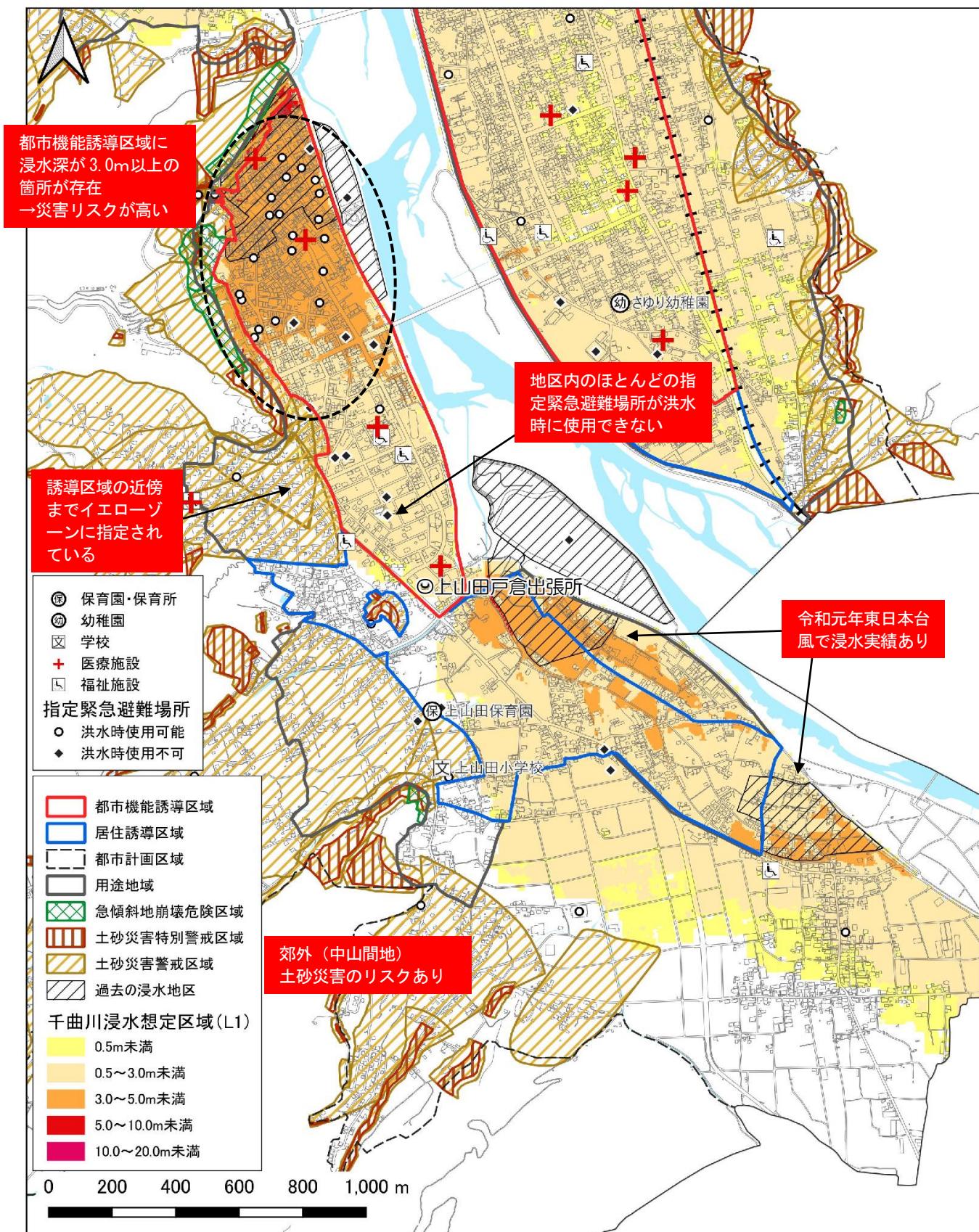
人口	・居住誘導区域内に市の全人口の 16.9%（約 10,000 人）が居住し、人口も増加がみられている
災害（洪水）	・（L1）誘導区域内の全域が浸水想定区域となっているが、垂直避難が可能な3.0m未満の箇所が大半である ・（L2）誘導区域の全域が5.0m以上の浸水の可能性があり、家屋倒壊等氾濫区域が指定されている
災害（土砂災害）	・居住誘導区域内では土砂災害は想定されていない
避難施設 ・都市施設	・誘導区域内の指定緊急避難場所について、洪水時に使用できない場所と使用できる場所が混在しており、緊急時の避難ルールが複雑となる可能性がある
人口 × 洪水ハザード	・計画規模（L1）かつ浸水深 3.0m以上のエリアはほぼない



- 想定される最大の洪水（L2）での災害リスクや、計画規模（L1）での一定の浸水の可能性は排除できないものの、計画規模（L1）での強い災害リスクは比較的少ないエリアです。また、土砂災害へのリスクはほぼ無いエリアです。
- 一方で指定緊急避難場所について、洪水時に使用できない場所と使用できる場所が混在しており、実際の避難行動の際に混乱しないよう日常的な避難訓練や災害に関する情報提供などの充実が求められます。

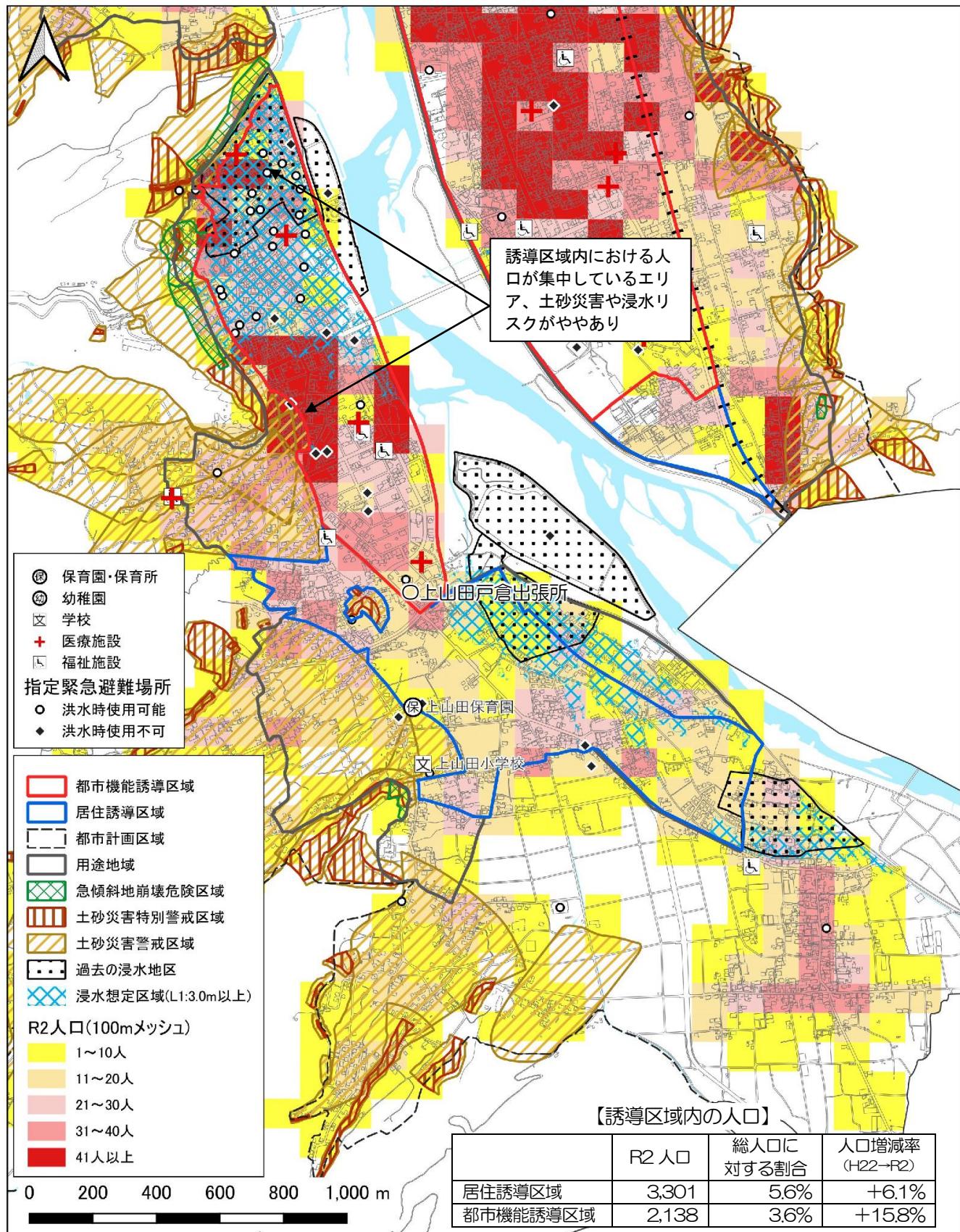
(4) 戸倉・上山田温泉地区

【誘導区域・災害情報・施設の重ね合わせ】



※浸水深は計画規模（L1）を掲載

【人口分布（100mメッシュ）誘導区域・災害情報等の重ね合わせ】



【誘導区域の状況（前述のまとめ）】

人口	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内に市の全人口の5.6%（約3,300人）が居住し、人口は若干の増加がみられている
災害（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> （L1）誘導区域内の大部分が浸水想定区域となっており、3.0m以上の箇所も多くみられるなど、災害リスクが高い （L2）誘導区域の全域が5.0m以上、一部では10.0m以上の浸水の可能性があり、家屋倒壊等氾濫区域もほぼ全域で指定されているなど、災害リスクが高い
災害（土砂災害）	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域外の中山間地では、土砂災害のリスクが存在する
避難施設 ・都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域内の指定緊急避難場所は洪水時に使用できないものが多い 温泉施設が多い
人口 × 洪水ハザード	<ul style="list-style-type: none"> 人口が多くみられるエリア（都市機能誘導区域内）で計画規模（L1）の浸水想定区域となっており、災害リスクが高い



- 計画規模（L1）でも3.0m以上の浸水のリスクがあるとともに、誘導区域外（縁辺部）では土砂災害の可能性もある、災害リスクがやや高いエリアです。
- 洪水時に使用できない指定緊急避難場所が多く、また温泉施設への観光客など、エリア内に多くの来訪者がいることも想定されるため、迅速な避難誘導や、情報提供を積極的に進めていくことが必要です。

5. 取り組み方針

(1) 水害への対応

- ・千曲川の災害対策については「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（国土交通省）」に基づき、流域治水も念頭に置いたハード対策を推進します。
- ・内水氾濫については、内水ハザードマップに基づき、地区的状況に応じた対応を進めていきます。
- ・水害リスクの認識、事前の備え、避難場所の確保、早期避難などの対策が市民主導で講じられるよう、行政からも働きかけていきます。
- ・災害が発生する可能性が高まった場合に迅速な避難ができるよう、安全な緊急避難場所を充実するとともに、垂直避難を見据えた避難施設の確保を図ります。
- ・マイタイムラインの作成や自主防災組織の結成、地域住民の意見を反映した 地区防災計画の策定など、災害発生時に対応できるよう地域の防災力の向上を図ります。

(2) 土砂災害への対応

- ・土砂災害が発生するおそれがある場合は、住民への情報提供に努めるとともに、台風などの災害発生の可能性がある場合は、早期避難が図られるよう努めます。
- ・誘導区域内において新たな土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域等が指定された場合は、居住誘導区域の見直しや必要な措置の検討を行います。

(3) 地震への対応

- ・本市における住宅建築物の多くは木造建築物であり、地震による被害低減を図るために、旧耐震基準で建築された建物の耐震化を促進します。さらに、倒壊等の危険性のある空き家の適正管理や除却を推進します。
- ・既存市街地では狭隘な生活道路が多い地区も存在しているため、災害時の迅速な避難や応急活動の場となるスペースや、住民が避難する避難路の確保を推進します。
- ・指定避難所のうち、老朽化が進行している施設については、安全対策を実施します。あわせて災害時要配慮者の避難の容易性の確保や避難時における支障が出ないよう、地域と行政が一体となった備えの充実を図ります。

(4) 迅速な避難に対する備え

- ・地震等の大規模災害時における緊急輸送や避難路の確保や、洪水によるネットワークの寸断の可能性を考慮し、市内の幹線道路となる道路整備を推進します。
- ・災害が発生した際には、市民自らが判断し行動することが必要です。そのため行政は市民に対し、情報提供を行います。また、日常的な備えが図られるように働きかけていきます。

(5) 防災拠点の設置

- ・地域の防災拠点として機能する施設の整備を推進します。

6. 本市が進める防災施策

(1) 水害に関する施策

①河川の整備・改修

- ・国事業として、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づき、市内2箇所の遊水地整備を推進します。また、雨宮地区と野高場地区において千曲川の堤防強化、市内2箇所での河道掘削を進めます。
- ・県事業として、一級河川更級川の河川改修を進めます。
- ・市事業として、準用河川東林坊川・鳴海川の河川改修を進めます。

②河川氾濫や内水氾濫の未然防止・低減

- ・大雨による内水氾濫の抑止や被害の低減を図るため、新規整備公園への一時貯水施設や雨水浸透施設、公共下水道（雨水）施設の整備を進めます。
- ・雨水貯留施設の設置者に対し補助金の交付を行い、水路等に流れる雨水の量を減らし、水害の軽減につなげます。
- ・浸水被害への対策を効率的かつ効果的に進め、浸水被害の軽減を図ることを目的として内水ハザードマップの作成及び雨水管理総合計画を策定します。

③水害への備えの充実

- ・水防倉庫の整備や水防用の応急復旧資機材の備蓄を進めます。

(2) 土砂災害に関する施策

①土砂災害の予防対策の推進

- ・地震や集中豪雨による土砂災害の被害を防止・低減するため、予防・防止工事の推進や、かけ地周辺建築物の安全対策を進めます。
- ・土砂災害発生危険箇所等の周知・巡視を行い、災害発生の認知を迅速に行える体制の充実を図ります。
- ・土砂災害警戒区域に公共施設や要配慮者利用施設、人家が多く含まれる地域は、県と連携した砂防事業により施設整備を進めます。

(3) 地震に関する施策

①地震に強い市街地の形成

- ・住宅等の耐震診断・耐震改修等補助事業を実施し、住宅の倒壊の抑制を図ります。
- ・多くの人が利用し、災害時には避難所となる可能性もある学校や公民館等の耐震診断や改修、不燃化を図ります。

②インフラの耐震化

- ・地震発生後にも市民が日常生活を過ごすことができるよう、水道施設や下水道施設の耐震化・計画的更新を図ります。
- ・緊急輸送路や橋梁等の耐震化を進めるとともに、電線類の無電柱化を促進します。

(4) 迅速な避難に関する施策

①地域防災力の向上

- ・災害時に車で避難が可能で、救援活動や復旧・復興活動の拠点となる地域防災拠点施設の整備を推進します。
- ・災害時の避難所としての活用や支援物資の受け入れなど、戸倉・上山田地区の災害拠点の機能を有した新戸倉体育館の建設を推進します。
- ・災害発生時においては、地域をよく知る消防団の活動・連携は重要であり、消防団員の確保や訓練・研修の充実など、消防団の充実強化を推進します。
- ・水害時における迅速な対応を図るために、地域の水防組織体制の強化や、水防訓練や避難訓練などの充実を目指します。
- ・市民による、ハザードマップを活用した避難経路の設定やマイタイムラインの作成を促進します。
- ・自主防災組織の育成と、地域が主体となり作成する地区防災計画の策定支援を行います。
- ・出前講座や総合防災訓練を通じ、防災意識の高揚を図ります。

②道路ネットワークの整備

- ・災害時によるネットワークの寸断の可能性を考慮し、緊急輸送路や避難路としてのリダンダンシー※を確保するために、国道18号坂城更埴バイパスの整備や都市計画道路一重山線の整備を進めます。
- ・迅速な避難や地震・火災延焼に対する被害の低減のために、市街地における狭隘道路の拡幅整備を図ります。

※リダンダンシー：災害に備え、リスク対策のため、予備の手段が用意されていること

③避難のための備えや情報提供

- ・市HP、屋外告知放送、緊急速報メール配信サービス、SNSなどの情報伝達手段の充実と活用を図ります。
- ・衛星携帯電話、無線機など、行政の情報収集・通信手段の確保を図ります。また、災害情報共有システム（Lアラート）を用いた情報発信のための体制を構築します。
- ・円滑な避難活動のため、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した個別支援計画の作成を行います。
- ・公共施設を避難場所・避難所として指定するとともに、福祉避難所の整備・充実を図ります。
- ・災害時相互応援協定により、災害時の迅速な対応を図ります。
- ・災害発生時の避難場所や災害備蓄品・支援物資を確保するため、地域の企業との災害支援協定の締結を進めます。また、台風や局地的な豪雨による洪水発生時に垂直避難が可能な高い建物を持つ企業や団体と協定締結を進めます。
- ・千曲市消防団改善計画に基づき、消防団員の確保を図ります。

第 11 章. 目標指標

(1) まちづくりに関する目標指標

①居住に関する指標

人口の集約化の進展を把握するため、千曲市の人口に対する居住誘導区域内人口の割合を目標指標として設定します。

指標	単位	基準値 (平成 22 年)	現状値 (令和 2 年)	目標値 (令和 22 年)
居住誘導区域内人口割合	%	44.9	53.6	53.7※1 (推計値 : 52.3)

【算出方法】

$$\text{居住誘導区域内人口割合} = \text{居住誘導区域人口} \div \text{行政区域内人口}$$

〔100mメッシュ人口にて集計
H22 および R2 : 国勢調査、R22(推計値) : 国立社会保障・人口問題研究所の推計値 を基に算出〕

※1 R22 目標値は千曲市人口ビジョン目標人口 (50,000 人) と整合を図り設定

②公共交通に関する指標

公共交通利用の利用者の維持・増加の状況を把握するため、市内の拠点間を結ぶバス路線の利用者数を目標指標として設定します。

指標	単位	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 22 年度)
拠点間バス路線の利用者数	人／年	40,002	43,389	基準値の増加 (+0%以上) ※2

【算出方法】

$$\text{拠点間バス路線の利用者数} = \text{大循環線の年間利用者数}$$

※2 目標値は、人口減少による利用者減が想定される中、基準値の利用者数を将来においても維持することを目標とします。

③公共建築物の総量に関する指標

持続可能な行政経営を図り、財政負担の状況を把握するため、公共施設個別施設計画で対象とする施設の延床面積を目標指標として設定します。

指標	単位	基準値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 22 年度)
公共建築物の総量	m ²	225,925	239,811	203,011 ※3

※3 目標値は、千曲市公共施設等統合管理計画から按分して算出

(2) 防災に関する目標指標

①地域防災力の向上に関する指標

地域の防災力を把握するため、地区防災計画の策定数を防災関連の目標指標として設定します。

指標	単位	基準値・現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 22 年度)
地区防災計画の策定数 (全 7 区)	件	16	71